規制物質リスト(RSL) マニュアル

(アパレル、アクセサリー、用具)

2023 年 5 月 10 日 改訂

Contents

はじめに 3
bluesign® システムパートナーシップ 4
Leather Working Group パートナーシップ 4
責務 5
化学物質管理方針 7
製造時使用制限物質リスト(MRSL) 8
殺生物剤に関する方針 9
米国連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA） 9
ペルフルオロアルキル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）に関する化学物質方針 10
難燃剤に関する方針 11
ポリ塩化ビニルに関する方針 12
電気電子機器(EEE)方針 13
ナノテクノロジーに関する方針 14
包装規制方針 15
規制要件 16
化学物質の登録、評価、認証、および制限（Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals、REACH） 16
アメリカ合衆国（U.S.）の州レベルの規制および要件 17
子ども向け製品に関する報告 17
PFAS 報告 18
カリフォルニア州法プロポジション 65 18
規制物質リスト(RSL) 19
定義 19
範囲 21
用途 21
規制パラメータ 23
制限されたパラメーター 23
規制物質 24
アルデヒド類 24
アルキルフェノールエトキシレート類（APEOs）およびアルキルフェノール類（APs） 24
アミン 24
アリールアミン 25
殺生物剤 25
塩素化ベンゼンとトルエン 25
塩素化フェノール 26
着色剤 26
ダイオキシン類とフラン類 26
繊維類 27
難燃剤 27

グリコール 27
ハロゲン化ビフェニル、ハロゲン化テルフェニル、ハロゲン化ナフタリン 28
イソシアネート 28
抽出可能、金属合計 28
モノマー 32
その他の化学物質 32
可塑剤 37
多環芳香族炭化水素類（PAHs） 37
ポリマー 37
溶媒 38
有機スズ化合物 40
付属書 41
RSL 試験ガイドライン 53
テスト要件 54
サンプリング及び試験申込み手順 54
コロンビア認定 RSL 試験施設 55
コロンビアスポーツウェア社 RSL 連絡先情報 59
方針改訂記録 60

はじめに

コロンビアスポーツウェア社（CSC）およびその子会社とブランドは安全で高価値の製品をお客様にお届けするために取り組んでいます。一方当社はこれを、関係方面がシェアするべき責任だとも感じており、サプライチェーン全域においてこの使命をサポートしてくれるパートナーの力を借りています。本マニュアルはライセンシー、ベンダー、または、サプライヤー（以後すべてサプライヤーと呼びます）のCSCおよびその関連ブランド（Columbia Sportswear、Mountain Hardwear、および、Sorelを含みます）に対する責任について説明しています。

F21以降、これまで1冊だった規制物質リスト（RSL）を2冊のマニュアルに分割しました。

- アパレル、アクセサリー、用具製品：bluesign® RSLを満たしている、または上回っている。
- フットウェア製品：bluesign® RSLを採用（若干の修正あり）

玩具、個人用保護具、口や食品に接触する材料、家具、広範囲に渡る消費者向け耐久消費財製品については、本マニュアルの対象外です。これらの製品タイプの要件に関する詳しいガイダンスについては、製品コンプライアンス部門にお問い合わせください。

CSCでは、サプライヤーに対し、本マニュアルに記載されている基準の理解、記載されている全ての方針の遵守、および、RSLに記載されている物質の使用の制限を義務付けています。 ライセンシーは、各自の製品タイプに適用されるすべての要件を遵守することが求められます。ライセンシーは、要件に関する技術的なガイダンスを希望する場合、Intertekに連絡する必要があります。本マニュアルの末尾にIntertekの各連絡先が記載されています。

CSCは、RSL試験プログラム、Higg施設環境モジュール（FEM）、工場の現場監査を通じて、これら基準への準拠状況を監視し、不適合のサプライヤーが見つかった場合は承認リストから除外します。CSCのその他の方針、マニュアル、および、その他の文書や合意書（化学物質管理方針と供給契約を含む）に追加要件が規定されることがあります。CSCはサプライヤーに対し、CSC規格すべてに適合すること、すべての材料、完成品、包装、及び製造管理が、すべての適用法規制に適合することを要求します。

RSLマニュアルの内容が変更される場合は、必ず、製品コンプライアンスチームと法務部から承認を得た上で変更が行われます。英語版と翻訳版の間に、食い違いや不一致があった場合、英語版が常に適用されます。

bluesign® システムパートナーシップ

CSC は主要な業界基準の開発と採用に貢献すべく取り組んでいます。その取り組みの一環として、CSC は 2016 年に bluesign® システムパートナーとして、bluesign technologies に加わりました。bluesign® システムは、インプットストリーム管理システムおよび材料生産施設認定によって、持続可能な生産向けに独立した系統的なソリューションを提供して基準を設定します。インプットストリーム管理では、責任ある調達基準や適正な購買慣行を実施して、製造工程に不要な物質が混入するのを防ぎます。このアプローチにより、望まれていない物質が最終材料になることがなくなるため、環境、資源、人体への影響が軽減され、消費者の安全を確保できます。

CSC は bluesign® 規制物質リストに基づいて CSC の規制物質リストを作成しています。当社は、bluesign®システムが繊維製造業者に大きな価値をもたらすと信じており、サプライヤーに対して、生産施設の施設レベル認定の検討、および、bluesign® Finder ツール内の化学物質ポジティブリストの使用を奨励しています。

bluesign® の詳細情報については bluesign® - solutions and services for a sustainable textile industry を参照してください。

Leather Working Group パートナーシップ

より大きな責任が求められる皮革製造を支援するため、CSC は 2021 年に Leather Working Group (LWG) に参加しました。このグループは、化学、環境コンプライアンス、パフォーマンス能力に基づいて、皮革製造施設に認定を与える監査プログラムを開発しました。

当社は、LWG メンバーになることで、LWG 認定製造パートナー選択における優先度を維持し、価値観と高水準を共有する製造パートナーとの連携をしっかりと確保しています。さらに、LWG プログラムは、CSC 化学物質管理方針への準拠、および RSL の実施を直接支援するものであり、伝統的に化学物質を多用する皮革加工の施設における化学物質管理のベストプラクティスの推進に役立ちます。

LWG の詳細については、皮革作業グループをご覧ください。

責務

- 本マニュアルに照会されているか否かにかかわらず、サプライヤーは適用される法的要件を堅持する責任があります。
- RSL は必要に応じて更新され、当社ウェブサイトにていつでも最新版を入手できます。 サプライヤーは RSL の最新版に準拠する責任を負います。 詳細については、当社ウェブサイトをご覧ください。
- 関連する RSL の更新についての通知が CSC から定期的に届く可能性があり、サプライヤーは必要に応じて対処しなければなりません。
- サプライヤーは、本マニュアルに規定する RSL 及び製品安全要件並びに関連するグローバルな製品安全要件に精通し、CSC に供給されるすべての材料、コンポーネント、及び製品がかかる要件を満たすよう保証する責任を負います。
- 本マニュアルに照会されているか否かにかかわらず、サプライヤーは適用される法的要件を堅持する責任があります。
- サプライヤーはそのサプライヤーと下請会社 (アクセサリサプライヤー、染料工場、印刷工場、なめし革工場、化学物質サプライヤーをすべて含みます) に対して CSC の要件を通知する責任があります。サプライヤーが材料や部品の選定と調達を管理する場合は、RSL 及び製品安全マニュアルの要件への適合はサプライヤーの責任となります。
- サプライヤーは、RSL の要件を満たすことができないことが分かった場合には、適切な CSC 連絡先に直ちに通知しなければなりません。
- サプライヤーがこれらの要件を満たせない場合、CSC は注文及び取引関係を取消す権利を保有します。RSL に対する適合は必須であり、CSC が出す注文すべてについて全面的に満たすことが要求されます。
- サプライヤーには、品質、安全性、及び化学物質の使用を管理する適切なシステムを維持する責任があります。サプライヤーには、作業者を化学物質暴露から保護するための文書化した手順や訓練を含め、安全性及び環境プログラムを維持する責任があります。
- いずれかの当事者が、材料または製品が RSL および製品安全マニュアルに記載されている基準あるいは適用される要件を満たさない、あるいは、今後満たさないことが分かった場合には、生産を停止して、製品を保留し、適切な CSC 担当者に対して次の措置について直ちに通知しなければなりません。
- 実際に RSL もしくは製品安全要件に違反する結果を招く不具合がある又は疑われる製品は一切販売、CSC その他関係者に移転してはなりません。
- サプライヤーはこれらの要件を満たせない製品や材料に起因して CSC が被る損失と損害一切に対して責任を問われます。
- CSC は製造のいかなる段階においても、材料、コンポーネント、及び製品の試験を実施して本マニュアルの要件に対する適合を証明するよう求めることができます。試験は CSC の要望に応じてランダムにもしくは試験計画の一環として実施することになります。すべての試験はサプライヤーが費用を負担して CSC 認定施設で実施しなければなりません (試験手順の章を参照してください) 。
- サンプリング、試験、報告は本マニュアル中の RSL 試験手順に従って実施すること。試験の結果により本マニュアルもしくは法的要件に対する適合を証明できない場合は製造を停止し、材料、コンポーネント、及び製品が当該要件に合致することを証明できるまで再開できないものとします。不適合材料、コンポーネント、もしくは製品は直ちに CSC 社員に連絡してください。
- サプライヤーは、RSL や製品安全要件に対するあらゆる不適合、改善への取り組み、および、是正措置計画案を文書化する責任を負います。 該当する文書はすべて、CSC 不適合改善プロセスに従って当社に送付する必要があります。
- サプライヤーは 、CSC に対して適切な文書を提出することが要請されます。そのような文書には、サードパーティ試験結果、証明文書、ロット追跡および生産情報、または、適合証明書 (COC) 、準拠を証明するために必要な情報が含まれます。サプライヤーは適合性文書及び製造文書の記録一切を製造日より最低 5 年間維持しなければなりません。CSC はすべての出荷の記録を検証する権利を保有し、対応する適合性文書を伴わない出荷をすべて本方針に対する違反と見なします。
- サプライヤーは、通常の営業時間内いつでも、下請け業者の施設を含む、CSC 製品と原材料が開発、製造、または、保管されているあらゆる施設のどの建物でも監査することを許可したり、または、そのような施設のどの建物でも監査できる CSC の認定代表者

の許可を取得したりしなければなりません。権限を与えられた代表者はかかる視察時に、製品や材料のサンプルを採取することができます。

- サプライヤーは、サプライチェーンの全レベルにおいて CSC 材料もしくは製品に使用するすべての物質の化学物質目録を維持し、CSC 製品もしくはその製造に使用する個々のインプットに対して要望に応じて化学物質等安全データシート (MSDS) 及び化学組成を提供しなければなりません。
- 要請がある場合は、サプライヤーはそれぞれの化学物資の機能使用を開示して、化学物質が最終製品に残留する工程を取り除かなければなりません。
- サプライヤーは、原材料、コンポーネント、部品のロット番号や具体的な識別手段を製造の全段階から完成品まで追跡、及び完成品から構成原材料、コンポーネント、部品まで逆追跡できるようなロット追跡システムの維持を求められることがあります。
- 完成品の製造に携わるサプライヤーは、輸入前のすべての製品について、当社のコンプライアンス手順およびプロセスに従い、コンプライアンス文書および適合証明書（COC）を作成し、CSC に提出する責任を負います。

化学物質管理方針

CSC 化学物質管理方針は、サプライヤーが、作業員向けに安全な作業環境を提供して、製品コンプライアンスに対応し、環境性能を改善して、効果的な化学物質管理システムを導入することを指導および支援することを目的とします。方針 は、**インプット、施設、アウトプット、システム、および、コミュニケーション**の 5 つの章に区分されます。What (何を) 、Why (何故) 、How (どのように) を使用して、サプライヤーが独自の化学物質管理システムを設定する方法を指導します。方針に従って、すべてのサプライヤーは下記の **4 つの Must-do (必ず実施しなければならない) 項目**に準拠しなければなりません:

1. CSC RSL および製品安全マニュアルに準拠する取り組み
2. 化学物質管理責任者の任命
3. 化学物質購入プロセスの確立
4. 化学物質在庫一覧の開発と保守

化学物質管理方針の詳細については、企業責任グループを参照してください。

当社は Higg FEM を通じて、サプライヤーのパフォーマンス、および、CMP の 4 Must Do Items (実施必須 4 項目) の遵守状態を審査しています。サプライヤーは、毎年、CSC とサステナブルアパレル連合が定めたスケジュールで、Higg FEM を完了することを求められます。

製造時使用制限物質リスト(MRSL)

製造時使用制限物質リストの目的は、消費者、環境、および、製造工程中に暴露する可能性のある作業員に害をおよぼす可能性のある有毒な化学物質の使用を制限することです。MRSL は CSC の契約サプライヤー工場における完成品製造工程で使用される化学物質に適用されます。完成品のサプライヤーはすべての既存化学物質リストとそれぞれの化学物質注文書を確認してリストに記載されている化学物質が製品の製造で意図的に使用されないようにしなければなりません。サプライヤーは代用する化学物質によって製品の外観や意図する性能が損なわれないよう保証する義務があります。

製造に使用する物質の規制				
CAS 番号	**化学名/カラーインデックス名**	**CSC による化学物質及び試験済みコンポーネントの規制/規制値**	**試験法 [検出限界]**	**化学的記載/化学物質が検出される可能性がある場合/コメント**
68-12-2	ジメチルホルムアミド(DMF)	使用不可	溶媒抽出, GC-MS 分析 [5ppm]	溶媒、クレンザー
50-00-0	ホルムアルデヒド		ISO 14184-1 を参照	溶媒、クレンザー、リンクルフリー樹脂
75-09-2	ジクロロトルエンメタン		溶媒抽出, GC-MS 分析[5ppm]	溶媒、クレンザー
108-95-2	フェノール		溶媒抽出、GC-MS 分析 [5ppm]	プライマーに含まれる溶媒、接着剤、及びナイロン、プラスチック用樹脂
127-18-4	テトラクロルエチレン		溶媒抽出, GC-MS 分析 [5ppm]	溶媒、クレンザー
108-88-3	トルエン		溶媒抽出, GC-MS 分析 [5ppm]	プライマー中の溶媒、接着剤、塗料及びインク
1330-20-7	キシレン		溶液抽出, GC-MS 分析 [5ppm]	プライマー中の溶媒、接着剤、塗料及びインク
67-66-3	トリクロロトルエンメタン		溶媒抽出, GC-MS 分析 [5ppm]	溶媒、クレンザー
110-54-3	n-ヘキサン		溶媒抽出, GC-MS 分析 [5ppm]	溶媒、クレンザー
71-43-2	ベンゼン		溶媒抽出, GC-MS 分析 [5ppm]	溶媒、クレンザー
いくつかの物質	AP		LC-MS, GC-MS	プラスチック材、ゴム材
いくつかの物質	APEO			脱脂洗浄剤、衣料用洗剤、乳化剤

殺生物剤に関する方針

殺生物剤とは、その含有活性物質の作用により害虫や細菌などの有害生物を防除する化学薬品で、物品の内部や表面に使用されます。 殺生物性製品の例として、製品自体を保護する目的で、防虫剤、消毒剤、抗菌化学物質を使用して処理した成形品などがあります。いかなる製品であっても、消費者を保護する能力について殺生物性を主張するべきではありません。

EU 殺生物性製品規則(BPR)

EU 規制 528/2012 番に従って、殺生物性製品およびその活性物質は使用または EU 市場に導入する前に認定を受けなければなりません。処理されたすべての成形品には認定殺生物性物質しか含まれておらず、当該成形品の使用は特定製品タイプ別に認可されるものとします。殺生物剤は CSC 製品には使用できません。ただし、CSC がその使用を要求して承認した場合はこれに該当しません。 サプライヤー は、CSC ブランドの製品または処理した成形品で使用する殺生物性化学物質について CSC に対して報告して情報を提供しなければなりません。CSC 製品で使用する殺生物性の活性物質は BPR に準拠しなければなりません。

EU 殺生物剤製品規制に関する情報については Understanding BPR - ECHA (europa.eu) を参照してください。

殺生物性製品で処理された成形品の表示要件

ラベルには下記事項が記載されていなければなりません。また、該当する場合は、サプライヤーは下記の情報を提供しなければなりません。

- 処理した成形品に殺生物性製品が含まれているという記述
- 処理した成形品が殺生物性を有することの証拠となるもの
- 殺生物性製品に含まれる活性物質すべての名称
- 殺生物性製品に含まれるナノ材料すべての名称
- 関連する使用説明すべて

ラベルは、消費者にとってわかりやすく、見やすいものでなければなりません。各加盟国のローカルラベル要件がある場合は、それらをすべて満たす必要があります。

米国連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA）

CSC の材料や製品に使用されているすべての殺生物剤、抗菌剤、殺虫剤は、環境保護庁（EPA）に登録されている必要があります。使用されている特定の物質、および、それが使用されている処理済み成形品の種類によっては、個別成形品登録が必要になる場合があります。米国連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法（FIFRA）に関する情報については、米国連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法の概要 | US EPA をご参照ください。

ペルフルオロアルキル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）に関する化学物質方針

CSC は、2015 年以降、PFOA や PFOS（<1μg/m^2）を含めた長鎖ペルフルオロアルキル/ポリフルオロアルキル化合物（LCPFAS）を、すべての当社製品から段階的に削減してきました。

当時から、ペルフルオロアルキル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）を含まない化学物質への移行を目指しており、2024 年春から PFAS の段階的な削減を実施する予定です。当社のブランドファミリーが製造する製品の一部では、すでに PFAS フリー化学物質への移行に成功していますが、残りの製品についても、当社の製品チームが引き続き、PFAS フリー化学物質への置き換えに積極的に取り組んでいます。当社は、2024 年末までに、CSC 製品のすべての種類とブランドからの PFAS の段階的削減に向けて真摯に取り組んでいます。

2024 年秋以降、サプライヤーは、CSC への製造用化学薬品、製造された材料（包装材を含む）、または CSC 向けの完成品から見つかった PFAS の意図的使用も汚染もないことを保証する必要があり、かつ、第三者機関による試験を実施して対象材料の検証を行う必要があります。試験方法と要求事項については、「規制物質」のセクションに記載されています。

また、各国・各州において規制ニーズが高まる中、サプライヤーは、義務付けられている規制要件を満たす必要があり、かつ、CSC からの要請があれば、PFAS の使用目的、化学物質の CAS 番号、PFAS 不使用を宣言した適合証明書などを含む PFAS 化学に関するあらゆる必須情報を開示しなければなりません。

PFASs の定義：経済協力開発機構（OECD）より引用：
「PFAS は、少なくとも 1 つの完全にフッ素化されたメチル又はメチレン基（フッ素が結合している炭素原子に H/Cl/Br/I 原子が結合していないもの）を含むフッ素化物質、すなわち、指摘されているいくつかの例外を除いて、少なくともペルフルオロメチル基（–CF3）またはペルフルオロメチレン基（–CF2–）を持つあらゆる化学物質と定義されています。」[OECD. Series on Risk Management No. 61, 2021]

PFAS の低減及び一掃に向けた取り組みに関する CSC 意見表明報告書： 企業責任グループ（columbiasportswearcompany.com）

CSC 向けに製造された材料・製品の PFAS フリー化移行期間：

時期	PFAS 使用に関する期待事項
S24	PFAS フリー/C0 化学物質の使用増加に伴う PFAS フリー化への移行。 PFAS フリー/C0 化学物質を用いて開発された材料や製品に PFAS が含まれていることが判明した場合は、CSC RSL 要件違反となります。
F24	PFAS フリー/C0 化学物質の完全導入。 CSC のために製造されるいかなる材料と製品にも PFAS が含まれていてはなりません。

難燃剤に関する方針

難燃剤は、材料の着火性を低下させ、延焼を防止するために材料または完成品に適用される化学物質です。特定の難燃剤は人間の健康、野生動物、および、環境に深刻な危険を及ぼします。難燃剤を意図的に使用する場合は、製品コンプライアンスチームに連絡し、承認を得てください。

CSC 子ども向け製品：

CSC は、子ども向け製品における難燃剤の使用を制限しました。サプライヤー CSC に供給する子ども向け製品に難燃剤を使用してはいけません。別途記載されていない限り、青少年向け製品とは、すべての乳児、幼児、子ども、少女、少年、青少年サイズ、主に 14 歳未満の子ども向けを意図する製品、青少年 XL (18/20) 以下のサイズのすべてのアパレル製品、ならびに、7 以下の青少年向けフットウェアサイズを含みます。

サイズ、子どもに関係するテーマ、および、遊びの有用性のある特性、材料、ならびに、製品包装材、販売促進材、ディスプレイ、広告、アピール、および、製品が販売有れる場所などの製品属性を評価して、製品が青少年向け製品とみなされるかどうかを特定しなければなりません。本ガイドラインがスタイルや製品に適用されるかどうか不確かな場合は、CSC 製品コンプライアンス部門までお問い合わせください。

マウンテンハードウェアのテント：
マウンテンハードウェア (MHW) は、労働者・顧客・環境に対するリスクの最小化、軽減、または排除を目的とした、倫理的かつ持続可能な製造方法を尊重しています。MHW のテントについては、2019 年春期の生産分より、あらゆる添加物系化学難燃剤*の使用を制限しています。サプライヤーは、MHW に供給するどのテントにも難燃剤を添加してはいけません。

*難燃剤の化学物質には、有機/無機のハロゲン化合物およびリン化合物のグループ全体が含まれます (ただし、これらに限定されません) 。

ポリ塩化ビニルに関する方針

CSC は、鉛、フタル酸エステル類、カドミウムなどの規制物質のリスクが高いことから、ポリ塩化ビニル（PVC、CAS 番号 9002-86-2）をすべての製品から除去し、特別な状況を除いてその使用はお勧めません。サプライヤーが PVC を使用することを要請される場合は、製品が RSL に準拠することを確保するために、生産工程と試験工程を CSC 製品コンプライアンスに従って確認し、CSC 製品コンプライアンスによって承認されなければなりません。

電気電子機器(EEE)方針

コロンビアスポーツウェア社および電気電子機器 (EEE) 方針は、正しく動作するために電流または電磁界に依存する機器、および、1000 Volt AC ならびに 1500 Volt DC[1] を超えない定格電圧で、そのような電流と電磁界を生成、伝達、および測定する装置に適用されます。

- サプライヤーは適用されるグローバル EEE 適合及び製品安全規格すべてを特定し準拠する責任を負います。
- 消費者製品のコンポーネントに EEE が含まれる場合、他の製品部分すべてに上述の RSL 要件への適合が要求されます。
- CSC 製品に使用する EEE 電池はすべてユーザーが容易に取り外すことができ、EU の電池指令に適合することが要求されます。
- EEE 電池、アキュムレーター、及び電池パックには下記の×印のついた車輪つきのゴミ 箱マークを付記し、電気電子機器廃棄物（WEEE）に関する EU 指令 2002/96/EC に適合することが要求されます:

- サプライヤーは、適用規制要件に合致するためのすべての EEE 製品適合性試験及び適合性評価について責任を負います。
- サプライヤーは、EEE が CSC に販売された又は移転した後 10 年間、すべての技術文書、適合性宣言書、及び適合性を証明する文書を保持しなければなりません。
- CSC はすべての EEE を検証する権利を保有し、対応する適合性文書を伴わない製品をすべて本方針に対する違反と見なします
- すべての EEE に対し、指令 2011/65/EC (RoHS)に適合し、下記規制値に合致することが要求されます。

[1] 欧州議会および理事会の電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する 2011/65/EU 指令 (RoHS).
◦電気電子機器と電池に含まれる物質については CSC RSL を参照してください。.

ナノテクノロジーに関する方針

ナノ材料とは、50% 以上が個数基準分布しており、1 つまたは複数の外寸が 1 nm-100 nm である非常に小さい粒子を結合していない状態、凝集した状態、あるいは、凝集体状態で含む天然、付帯、または、製造材料を意味します。

製造工程でナノ材料を取扱う作業者は吸入、皮膚接触、もしくは摂取によってナノ粒子に曝露する可能性があります。

CSC は例外的な状況を除いて、CSC 製品にナノ材料を使用することを控えるよう呼びかけています。UV 保護剤、難燃剤、抗菌仕上げ剤の使用を求められたサプライヤーは、CSC 製品安全部門により製造工程の検証を受けなければなりません。CSC – 機器の取扱いについてのサプライヤーの環境、健康、および、安全性ハンドブックも参照してください。

サプライヤーは該当する場合下記の情報の提示を求められます：

1. ナノ材料の意図的使用、機能と目的、及びそれが使用される材料もしくは最終製品に関する情報；

2. 製造法:

3. ナノ材料の特性、物理化学的性質。具体的には：
   - 組成、
   - 帰属性、
   - 純度、
   - 形態学的側面、
   - 構造的完全性、
   - 触媒活性もしくは光触媒活性、
   - 粒子径/サイズ分布、
   - 電気的/機械的/光学的性質
   - 表面積対体積率、
   - 化学反応性
   - 表面域/化学的性質/荷電/構造/形状、
   - 水溶性/分散性、
   - 集塊/凝集（又は他の性質）、及び
   - これらの判定に使用した方法:

4. 該当する場合は、ナノ材料に通有または特定の毒物学、生態毒性学、代謝および環境運命データ

5. リスク評価およびリスク管理戦略(検討または実施されている場合)。

包装規制方針

包装材および包装材部品のサプライヤーは、 米国のいくつかの州が採用している米国東北部 8 州合同法（CONEG） 包装材重金属規制、ならびに、包装および包装廃棄物に関する EU 指令 94/62/EC、さらに、下記一覧に記載されている重金属要件に準拠しなければなりません。包装とは、製品のマーケティング、保護、または、取り扱いの方法と提供する容器として定義されており、ユニット包装、中間包装、および、輸送用段ボール箱を含みます。同じ目的のために使用される回収不能な品目も包装を構成するとみなされます。キャリングケース、木枠、カップ、バケツ、剛性フォイルおよびその他のトレイ、包装紙および包装用フィルム、袋、おけなど、密封されていない容器が含まれます。

包装材部品とは、包装材の個別の組み立て部品を意味します。内側および外側の転び止め材、押さえ材、緩衝材、耐候材、外側のストラップ、塗装材、締め具、インク、ラベルなどが含まれます。

包装材に含まれる重金属			
CAS 番号	**化学名/カラーインデックス名**	**最終製品もしくは試験済みコンポーネントに対する CSC 規制/規制値**	**試験法 [検出限界]**
7439-92-1	鉛、Pb	重金属合計< 100 ppm	ICP による酸消化 （検出限界 = 5 ppm/それぞれの金属）
7440-43-9	カドミウム、Cd		
18540-29-9	クロミウム VI、Cr (VI)		
7439-97-6	水銀、Hg		
いくつかの物質	フタル酸 （付属書に記載）	総フタル酸量 < 100 ppm	ISO 14389
いくつかの物質	ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）	禁止（総フッ素、不検出）	燃焼法およびイオンクロマトグラフィーによる定量（EN 14582、検出限界 = フッ素 20ppm）

規制要件

折に触れて、CSC が新しい規制要件を認識することがあります。該当する場合、CSC は、定期的な通知やマニュアル更新を通じて、毎年または必要に応じて新しい要求事項をサプライヤーに伝えるよう努めます。 ただし、CSC がサプライヤーに対して規制要件変更の連絡を怠ったとしても、関連する法的要件をモニターして全面的に適合するというサプライヤーの責任が免除されることはありません。

化学物質の登録、評価、認証、および制限（Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals、REACH）

欧州議会及び欧州理事会 REACH 規制 (EC) No 1907/2006 は化学物質とその安全な使用に関する欧州共同体規制です。REACH は、2007 年 6 月 1 日より発効しており、EU 市場における化学物質の登録・評価・認可・制限に関する要件を規定するものです。2009 年 6 月 1 日発効の REACH 付属書 XVII では、製造業者に対し、REACH および旧法の 76/769/EEC（欧州経済共同体）指令により採用された一定の危険物質、混合物、成形品の上市と使用の制限を課しています。制限は、物質自体、および、混合物や成形品に含まれるあらゆる物質に適用されます。

サプライヤーには、REACH 規制及び REACH 高懸念物質（SVHC）候補物質リストに関連する法的義務が課されています。サプライヤーは、REACH、付属書 XVII、及び高懸念物質(SVHC) 候補物質リストの改訂を継続的にモニターし、当該物質が RSL に収載されているが否かにかかわらず、CSC に供給される材料や製品が REACH 要件すべてに適合することを保証しなければなりません。
サプライヤーは、原材料、部品、化学物質、その他の製品原料の調達と加工を含めてサプライチェーンの各段階を評価し、含有量が SVHC の候補物質リストの 0.1%未満であることを確認する必要があります。また、候補物質リストに記載されている物質が製品中に 0.1 重量%を超える濃度で存在する場合は、直ちに CSC に報告しなければなりません。複数の材料で構成される成形品の場合は、製品の同質の部品またはコンポーネントに対して制限が適用されます。CSC より材料及び完成品中の SVHC について無作為試験による適合性の証明を要求することがあります。.

REACH 情報については https://echa.europa.eu/regulations/reach/understanding-reach および https://echa.europa.eu/home を参照してください。
候補物質リスト（SVHC）については https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table を参照してください。
事前候補物質については https://echa.europa.eu/substances-of-very-high-concern-identification を参照してください。

アメリカ合衆国（U.S.）の州レベルの規制および要件

子ども向け製品に関する報告

米国の州が定める規制は、輸入業者に対して、子どもに対する高懸念化学物質（CHCC）および管理強化化学物質（PC）が含まれていることを関連当局に通知することを要請しています。サプライヤーは収載されている CHCC や PC が意図的に CSC 製品に添加されている場合、もしくは収載されている化学物質が濃度 100 ppm を超える汚染物であるようなプロセスにある場合、製品の適合性を CSC に報告しなければなりません。化学物質の開示・報告に加え、文書化した曝露評価、代替品評価、CHCC 又は PC の他物質による代用または除外が様々な規則によって要求されることがあります。

子どもに対する高懸念化学物質あるいは管理強化化学物質の一覧については次のウェブサイトを参照してください:

ワシントン州：Chemicals of high concern to children - Washington State Department of Ecology（子どもに対する高懸念化学物質 - ワシントン州環境保護局）
バーモント州：Env_CDP_chemicals_of_high_concern_to_children.xls (healthvermont.gov)
メイン州：Chemicals of High Concern, Safer Chemicals, Maine DEP（高懸念化学物質、より安全な化学物質、メイン州環境保護局）
オレゴン州：Oregon Health Authority : High Priority Chemicals of Concern for Children's Health : Toxic Substances : State of Oregon（オレゴン州保険局：子どもの健康のための高優先度懸念化学物質：有害物質：オレゴン州）
ニューヨーク州：Toxic Chemicals in Children's Products – New York State Department of Environmental Conservation（子ども向け製品における有害化学物質 – ニューヨーク州環境保全省）

子どものための現行規制：
ワシントン州 Children Safe Product Act（子ども安全製品法）（CSPA）[2]、バーモント州 Toxic Free Families Act（有害物質のない家族法）[3]、メイン州 Toxic Chemicals in Children's Products（子ども向け製品の有害化学物質）[4]、オレゴン州 Toxic Free Kids Act（有毒物質のない）[5]、ニューヨーク州 Toxic Chemicals in Children's Products（子ども向け製品の有害化学物質）

[2] ワシントン州 Children Safe Product Act、RCW 70.240 報告規則
[3] バーモント州 Toxic Free Families Act, S239, Act 188, 有毒物質報告規則の規制に関係する法律
[4] メイン州 Toxic Chemicals in Children's Product, M.R.S.A.§1691-1695, 毒性物質報告規則の規制に関する法律
[5] オレゴン州 Toxic Free Kids Act、上院法案 478 2015 セッション、有毒物質報告規則の規制に関係する法律

PFAS 報告

PFAS を含む製品については、米国の州レベルでさまざまな届出義務が検討されています。1 つはすでに承認されており、PFAS の使用に関する報告が法律で義務付けられています。メイン州環境保護局は、意図的に添加された PFAS を含む販売用製品の製造業者に対し、書面による通知の提出を要求しています。サプライヤーは、報告のために以下の情報を開示する必要があります。

1. その製品に PFAS を使用する目的
2. CAS 番号で識別されている各 PFAS の製品含有量。商業的に利用可能な分析方法を用いて特定した正確な量として、あるいは報告目的のために DEP が認めた範囲内にある量として報告された値。

メイン州：Title 38 Chapter 16: §1614. Products Containing PFAS（PFAS 含有製品）

カリフォルニア州法プロポジション 65

プロポジション 65、 1986 年安全飲料水および有害物質施行法、は、カリフォルニア州の住民と飲料源を、発がん性があることが知られている化学物質、および、先天性異常、生殖への危害があることが知られている化学物質から保護し、そのような化学物質への暴露について市民に対して情報を提供することを意図します。事業者と製造者は、一覧に記載されている化学物資の暴露が許容レベルを超える場合は、プロポジション 65 警告を提供しなければなりません。サプライヤーは収載されている化学物質が意図的に CSC 製品に添加されている場合、もしくは収載されている化学物質が安全濃度水準を超える汚染物になるようなプロセスにある場合、CSC 製品安全担当者に報告しなければなりません。

プロポジション 65 一覧については The Proposition 65 List - OEHHA (ca.gov) を参照してください。

規制物質リスト(RSL)

本 RSL は世界中の規制をすべて網羅したリストではなく、当社サプライヤーにとっての適合ツールとなることを意図したものです。CSC の RSL 及び製品安全マニュアルは当社製品に該当する義務規制と自主安全性基準に対応しています。場合によっては CSC 用件がどの国の法的要件よりも厳しくなることがあります。そのような場合は CSC 要件に合致することがサプライヤーに求められます。本 RSL は、アパレル、フットウェア、装備、アクセサリその他を含めて CSC の全製品と全ブランドに適用されます。本 RSL は、アパレル、フットウェア、装備、アクセサリー、および、製品タイプに応じたさまざまな要件があるその他の製品を含め、CSC の全製品と全ブランドに適用されます。 規制物質は、コロンビアスポーツウェア社 RSL に明記されている規制値を超えることを許されません。

RSL に記載されている物質は種類又は機能により分類され、CAS（化学情報検索機関）番号、共通化学物質名、もしくはカラーインデックス名で参照されます。それぞれの物質または化学物質群について一覧記載されている場合は、対応する制限、使用の制限、試験法最新の試験法を使用すること。

化学物質（又は化学物質群）の簡単な説明[6]、およびどのような材料や製品に含まれている可能性があるかの示唆も記述されています。本情報[6]は一般的な参照を提供するだけです。物質の実際のリスクを表わすものではありません。これら具体的な物質と自身が供給する材料や製品中にどのように含まれてくる可能性があるかについてさらに知りたい場合は自社の材料専門家や外部の専門家に相談することを勧めます。

bluesign® RSL（Version 13）は、特に断りのない限り、コロンビアスポーツウェア社（CSC）規制物質リストの基礎として機能します。F24 以降は、すべての生産が最も厳しい適用制限[7]に準拠しなければなりません[7]。

定義

成形品 その化学成分よりも程度の大きい機能を施すために、生産中に、特別な形状、表面、または、設計が適用される成形品（繊維、織物、ボタン、ジッパーなど）。

CAS CAS 登録番号は。化学元素、化合物、 ポリマー、生物学的配列、混合物、および、合金の固有の数値 識別子です。ケミカル・アブストラクツ・サービス （CAS）は 米国化学会の一部門であり、 文献に記載された化学物質にこれらの識別子を割り当てます。化学物質には多くの名称があることが多いので、データベース検索の便利性向上を意図します。ほとんどすべての分子データベースで CAS 番号を使用して検索できます。

[6] 出典:アパレルおよびフットウェアインターナショナル RSL 管理ワーキンググループ(AFIRM)、http://www.afirm-group.com/supplierrsltool.htm;有害化学物質のゼロ排出(ZDHC)、https://www.roadmaptozero.com/;米国環境保護庁(US EPA)、https://www.epa.gov/

[7] 使用範囲 A～C の制限を参照してください

化学物質 一定の成分と特性を有する化学元素とその化合物 CAS 番号で特定されています。

コンポーネント 成形品の部品。物質の組成、機能性、色に従って識別でき、他のコンポーネントからの機械的分離が容易です。

検出限界 (DL) 検出限界は、所定の分析法に従って当該物質の不在と区別することができる当該物質の最低数量です。

限界値 使用範囲 A、B、C の成形品に含まれる化学物質の最大許容量。

メンバー この用語は規制物質のグループの構成要素を表します。化学物質や、物質のサブグループになります。

混合物 2 つ以上の物質で構成される化学製品。例えば、着色料や補助剤などがあります。

監視 化学物質の中には、毒性や生態学的特性がまだ十分に解明されていないものがあります。したがって、リスクアセスメントは完全ではありません。一部の物質については、成形品や化学製品の汚染の可能性/典型例に関する十分な情報が得られていません。それらの物質は観察中です。具体的な制限内容については、詳細が判明し次第、改めてお知らせします。監視状態に限界値が伴う場合は、限界値を目標とすべきです。

いくつかの物質 ある物質グループが単一の CAS 番号で定義されていない場合、CAS 番号のフィールドには「Several」という項目が表示されます。物質グループが制限されている場合は、これが、その物質グループに対する制限項目または対応するコメントによって反映されます。物質グループ、特に大規模なグループの場合、メンバーの一部または全部が付属書に記載されています。 付属書にグループメンバーが記載されている場合は、その旨がそのグループのコメント欄に表示されます。

物質グループ 読みやすくするため、また、物質グループの階層を示すために、RSL には以下が記載されています。

- 主要物質グループ (**太字**、**通常文字**)
- 物質グループ (**太字**、***斜体***)
- 物質サブグループ (*斜体*)
- 単一物質 (通常文字)

使用禁止 いくつかの化学物質または物質群には使用禁止が定義されています。そのような物質または物質群を成形品の製造で意図的に使用することは禁止されています。つまり、成形品の製造のために使用する化学製品（着色剤または適すたる助剤など）はこれらの物質や物質群を意図的に含めることはできません。

使用禁止の目的は、予防原則によって、有害物質が環境中に放出することを防止して、製造された成形品内で有害物質の放出が発生することを防止することです。

使用範囲 使用範囲は消費者の安全の関連性に従って消費財を分類します。

3 つの使用範囲（A、B、C）では、A が限界値/禁止について最も厳しいカテゴリとして定義されています:

- 使用範囲 A: 皮膚と接触する使用および赤ちゃん（0 ~ 3 歳）の安全
- 使用範囲 B: 時折皮膚と接触
- 使用範囲 C: 皮膚接触なし

範囲

手元の文書は、アパレル、フットウェア、機器、アクセサリ、および、その他の製品を含む、CSC に供給されるすべてのブランドのすべての材料製品に含まれる化学物質について制限（限界と禁止）を指定しています。また、CSC RSL は CSC 製品の製造および包装での使用向けに供給されるすべての材料、コンポーネント、部品、その他の商品にも適用されます。

用途

限界と制限は中間品または完成した成形品のそれぞれの個別のコンポーネントにも適用されます。コンポーネントは、物質組成および/または機能性、ならびに/あるいは色に従って区別でき、その他のコンポーネントから容易に機械的に分離できる成形品のそれぞれの部品です。

試験法

いくつかの物質には国際基準または国内基準があり、それらの基準の試験法が適用される場合があります。認定を受けている他の試験方法は、同等の結果が得られることが確認されている場合のみ適用できます。試験検証については、常に最新の試験法を参照してください。以下の表は、それぞれの試料調整方法の詳細をまとめたものです。

試料調整	溶媒	温度 (°C)	時間 (分)	その他の要件
KOH による抽出	水酸化カリウム (1M)	90	12 ~ 15 時間	無水酢酸による誘導体化
MeOH による抽出	メタノール	70	60	超音波バス
THF による抽出	テトラヒドロフラン	40	60	
DCM による抽出	ジクロロトルエンメタン	40	60	超音波バス
MTBE による抽出	メチル tert-ブチルエーテル	60	60	超音波バス
水による抽出	脱イオン水			
MeOH/アセトニトリルによる抽出	メタノール/アセトニトリル (1:1)	70	30	超音波バス
炭酸カリウム溶液による抽出	炭酸カリウム溶液	室温	60	超音波バス
THF/アセトンによる抽出	テトラヒドロフラン/アセトン	60	60	超音波バス、アセトニトリルによる誘導体化
アセトンによる抽出	アセトン	70	60	超音波バス
ヘキサン/ジクロロエタンによる抽出	ヘキサン/ジクロロエタン	70	60	
ASE - 高速溶媒抽出	アセトン/ヘキサン (1:1)	100	-	
ASE - 高速溶媒抽出	酢酸エチル	40	-	
ソックレー抽出	アセトン/ヘキサン (1:1)	-	480	
ヘッドスペース	-	120	45	パージ&トラップ推奨
DIN EN ISO 105-E04 (2013)	酸性汗溶液	37	60	繊維と濃縮溶液の比率 1:50

規制パラメータ

簡単に理解して概要を把握できるように、物質は物質群に分類されています。物質群は化学成分 (アミン、イソシアネートなど) に従って分類されます。

- 化学構造 (例　アミン類、イソシアネート類)
- 機能性 (難燃剤、溶媒など)
- EHS 特性 / リスク (温室効果ガス、オゾン層破壊物質など)

注記:

いくつかの物質は複数の物質群に関連することがあります。そのような場合には、物質は最も可能性の高い物質群に分類されます。

制限されたパラメーター

パラメータ	限界	試験法//試料調整
pH	非革製品: 4.0-7.5	ISO 3071
	皮革製品: 3.2-4.5	ISO 4045

規制物質

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
アルデヒド類										
ホルムアルデヒド	50-00-0	皮革	使用禁止	15	75	300	mg/kg	EN ISO 17226-2、EN ISO 17226-1 の確認法（干渉の場合）	試験法： あるいは EN ISO 17226-1 の単独使用も可。	繊維製品の防皺・防縮剤として使用。ポリマー樹脂への使用も多い。
		繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	限界	15	75	300	mg/kg	ISO 14184-1		
アルキルフェノールエトキシレート類（APEOs）およびアルキルフェノール類（APs）										
ノニルフェノールエトキシレート（NPEO） ***オクチルフェノールエトキシレート (OPEO)***	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	(NPEO)+(OPEO)+(NP)+(OP) の合計 < 100 mg/kg (NP)+(OP) の合計 < 10 mg/kg			mg/kg	EN ISO 18254-1、LC/MS または LC/MS/MS を用いた APEO 定量法 GB/T 23322（ダウン向け）	10ppm を超える痕跡が検出された場合は汚染源の特定と段階的除去が必要	APEOs は、洗剤、精練剤、紡績油、湿潤剤、柔軟剤、染料やプリント用の乳化/分散剤、ポリエステル中綿、ダウン/フェザーフィリングなどに含有されている。 APs は、ポリマーの保護や安定化のために使用する APEO や酸化防止剤の製造で、中間体として使用される。APEOs から APs への生分解が、環境中の APs の主な発生源となっている
		皮革	使用禁止				mg/kg	EN ISO 18218-1 を使用した試料調整・分析、EN ISO 18254-1 準拠の定量法		
ノニルフェノール（NP）、混合異性体 ***オクチルフェノール（OP）、混合異性体***	いくつかの物質	繊維製品 皮革	使用禁止				mg/kg	EN ISO 21084		
		金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止				mg/kg	EN ISO 21084、修正 // 試料 1g / THF 20ml（70°C で 60 分間の超音波処理） GB/T 23322（ダウン向け）		
アミン										
アニリンフリー含有物	62-53-3	皮革	使用禁止	30			mg/kg	EN ISO 17234-1	アニリンが検出された場合、亜ジチオン酸ナトリウムを添加せずに試験を繰り返すこと。	アニリンは、染料産業、ポリマー産業、ゴム産業の化学中間体として主に使用される。溶剤としても使用される。
		繊維製品 ポリマー部品	使用禁止	30			mg/kg	EN ISO 14362-1		

アリールアミン								
アリールアミン（対応する塩類を含む）	いくつかの物質	皮革	使用禁止	20（それぞれ）	mg/kg	EN ISO 17234-1 EN ISO 17234-2 // 4-アミノアゾベンゼンを放出する可能性のあるアゾ着色剤// GB/T 19942	付属書に記載されている単一物質 （例えば、1 つまたは複数のアゾ物質群の還元開裂によって芳香族アミンが放出されることがある PU に含まれる物質、および、アゾ着色剤の分解生成物としての物質など）	アゾ染料とアゾ顔料は、芳香性化合物と結合したアゾ基（-N=N-）を 1 基または数基含んでいる着色剤。 アゾ染料は何千種類もあるが、規制対象は、分解されて切断可能アミン（リストに記載されている）を形成できるもののみ。 これらのアミンを放出するアゾ染料は規制されており、現在は繊維製品の染色に使用できない。
		繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	20（それぞれ）	mg/kg	EN ISO 14362-1 EN ISO 14362-3// 4-アミノアゾベンゼンを放出する可能性のあるアゾ着色剤		
殺生物剤								
フマル酸ジメチル	624-49-7	すべて	使用禁止	0,1	mg/kg	ISO 16186		DMFu は、パッケージの小袋に入れて使用される防カビ剤で、特に輸送中にカビの発生を防ぐことを目的とする。
o-フェニルフェノールおよびその塩類	いくつかの物質	皮革	限界	50 / 100 / 200	mg/kg	DIN 50009		OPP は、皮革の防腐剤や、ポリエステルの染色工程でキャリアとして使用される。
		繊維製品	限界	50	mg/kg	DIN 50009		
トリクロサン	33-80-345	すべて	使用禁止	1,0	mg/kg	GC 分析による		トリクロサンは繊維製品に添加することで、細菌の繁殖を抑制できる。
塩素化ベンゼンとトルエン								
塩素化ベンゼンとトルエン	いくつかの物質	すべて	使用禁止	合計：5,0	mg/kg	EN 17137	割り当てられているすべての塩素化ベンゼンとトルエンの合計値に対して 付属書に記載されている単一物質	クロロベンゼンとクロロトルエン（塩素化芳香族炭化水素）は、ポリエステル繊維やウール/ポリエステル繊維の染色工程でキャリアとして使用できる。溶剤としても使用できる。
α-クロロトルエン	100-44-7	すべて	使用禁止	1,0	mg/kg			
α,α,α-トリクロロトルエン	98-07-7	すべて	使用禁止	1,0	mg/kg			
α,α,α,4-テトラクロロトルエン	5216-25-1	すべて	使用禁止	1,0	mg/kg			

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
塩素化フェノール										
塩素化フェノール	いくつかの物質	すべて	使用禁止	以下の物質グループの限界を参照				DIN 50009	割り当てられているすべてのメンバー/物質に対して使用禁止 付属書に記載されている単一物質	クロロフェノールは防腐剤や農薬として使用されるポリ塩化化合物。 ペンタクロロフェノール（PCP）、テトラクロロフェノール（TeCP）、トリクロロフェノール（TriCP）は、綿花栽培時や布地の保管・輸送時の防カビ・殺虫のために使用されることがある。 PCP、TeCP、TriCP は、捺染糊やその他の化学混合物の缶入り防腐剤としても使用できる。
ペンタクロルフェノール、その塩類および化合物	いくつかの物質	すべて	使用禁止	0,05	0,5	0,5	mg/kg		割り当てられているすべての PCPs の合計に対して	
テトラクロロフェノール、その塩類および化合物	25167-83-3	すべて	使用禁止	0,05	0,5	0,5	mg/kg		割り当てられているすべての TeCPs の合計に対して	
トリクロロフェノール、すべての異性体	25167-82-2	すべて	使用禁止	0,05	0,5	0,5	mg/kg		割り当てられているすべての TriCPs の合計に対して	
モノクロロフェノール、ジクロロフェノール	いくつかの物質	すべて	使用禁止	1,0			mg/kg		割り当てられているすべてのモノ DiCPs と DiCPs の合計値に対して	
着色剤										
その他の理由により禁止されている着色剤	いくつかの物質	すべて	使用禁止	20（それぞれ）			mg/kg	DIN 54231	付属書に記載されている単一物質	分散染料は、合成繊維（ポリエステル、アセテート、ポリアミドなど）の繊維系に浸透し、化学結合を形成せずに物理的な力で保持される水不溶性の染料の一種。 規制対象の分散染料は、アレルギー反応を引き起こす疑いがあり、繊維製品の染色への使用が禁止されている。
アレルギー性のある着色剤	いくつかの物質	すべて	使用禁止	20（それぞれ）			mg/kg	DIN 54231		
発がん性のある着色剤	いくつかの物質	すべて	使用禁止	20（それぞれ）			mg/kg	DIN 54231		
ダイオキシン類とフラン類										
ダイオキシン類とフラン類 -	いくつかの物質	すべて	使用禁止				µg/kg	EPA 8290A	付属書に記載されている単一物質	ダイオキシン類とフラン類は、特定の目的のために作られるのではなく、除草剤などの製品を作るときに生成される。製品を燃やすと発生することもある。
ダイオキシン類とフラン類 – グループ 1	いくつかの物質	すべて	使用禁止	1,0			µg/kg		グループ 1 の合計に対して	
ダイオキシン類とフラン類 – グループ 1 と 2	いくつかの物質	すべて	使用禁止	5,0			µg/kg		グループ 1 と 2 の合計に対して	
ダイオキシン類とフラン類 – グループ 1 と 2 と 3	いくつかの物質	すべて	使用禁止	100			µg/kg		グループ 1 と 2 と 3 の合計に対して	
ダイオキシン類とフラン類 – グループ 4	いくつかの物質	すべて	使用禁止	1,0			µg/kg		グループ 4 の合計に対して	
ダイオキシン類とフラン類 – グループ 4 と 5	いくつかの物質	すべて	使用禁止	5,0			µg/kg		グループ 4 と 5 の合計に対して	

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
繊維類										
アスベスト類	いくつかの物質	すべて	使用禁止	不検出			mg/kg	REM/EDX BGI 505-46 U.S. EPA/600/R-93/116	付属書に記載されている単一物質	アスベストはその繊維の強度と耐熱性から、耐熱布、包装、ガスケット、コーティング剤などに使用されてきた。
難燃剤										
難燃剤	いくつかの物質	すべて	使用禁止	5,0 (それぞれ)			mg/kg	臭素系難燃剤には EN ISO 17881-1 リン系難燃剤には EN ISO 17881-2	付属書に記載されている単一物質	難燃剤は、材料の発火性能を低下させることで所定の燃焼性基準を満たすために、製品に添加される化学物質。
ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) ポリ臭化ビフェニル (PBB)	いくつかの物質	電気電子機器:	限界	1000			mg/kg	IEC 62321 付属書 A、GC-MS		
塩素化パラフィン、鎖全長	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	5.0 (それぞれ)			mg/kg	ISO 22818	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止	100 (それぞれ)			mg/kg	ISO 18219		
グリコール										
2-メトキシ-1-プロパノール	1589-47-5	繊維製品 金属部品 ゴム製品 ダウン/フェザー製品 皮革 プラスチック製品	使用禁止	5,0			mg/kg	GC-MS // メタノールによる抽出 GC-MS // THF とメタノールによる 2 段階抽出		アパレルとフットウェアでは、仕上げ/クリーニング用の溶剤、プリント剤、油脂や接着剤の溶解・希釈 (脱脂工程、洗浄工程など) など、幅広い用途でグリコールが使用されている。
2-エトキシメタノール	110-80-5									
2-エトキシエチルアセテート	111-15-9									
2-メトキシエタノール	109-86-4									
2-メトキシエチルアセテート	110-49-6									
2-メトキシプロピルアセテート	70657-70-4									
ビス (2-メトキシエチル) エーテル	111-96-6									
エチレングリコールジメチルエーテル	110-71-4									
トリエチレングリコールジメチルエーテル	112-49-2									

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
ハロゲン化ビフェニル、ハロゲン化テルフェニル、ハロゲン化ナフタリン										
ポリ臭化ビフェニル	59536-65-1	すべて	使用禁止	5,0			mg/kg	臭素化化合物には EN ISO 17881-1 塩素化合物には ISO/TR 17881-3		過去に PCB が使用されていたもの： PVC の可塑剤、塗料/コーティング剤/接着剤の原料. 織物/カーペット/ポリウレタンフォームなどの難燃剤 PBB は主に難燃剤として使用されていた。
ポリ臭化ナフタリン	いくつかの物質	すべて	使用禁止	1,0			mg/kg			
ポリ臭化テルフェニル	いくつかの物質	すべて	使用禁止	1,0			mg/kg			
ポリ塩素化ビフェニル	1336-36-3	すべて	使用禁止	1,0			mg/kg			
ポリ塩素化ナフタリン	いくつかの物質	すべて	使用禁止	1,0 (それぞれ)			mg/kg			
ポリ塩素化テルフェニル	61788-33-8	すべて	使用禁止	1,0			mg/kg			
ハロゲン化ビフェニル、ハロゲン化テルフェニル、ハロゲン化ナフタリン										
ハロゲン化ジアリールアルカン	いくつかの物質	すべて	使用禁止	1,0 (それぞれ)			mg/kg	GC-MS // DIN EN 62321-6 準拠の抽出	付属書に記載されている単一物質	溶剤、可塑剤、難燃剤として使用される。
イソシアネート										
イソシアネート	いくつかの物質	すべて	限界	1,0			mg/kg	EN 13130-8	フリー含有量は、割り当てられているすべてのイソシアネートの合計に適用される。 付属書に記載されている単一物質	イソシアネートは、ポリウレタンフォーム、スパンデックス繊維、ポリウレタン塗料などの構成要素を製造するための原料。

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
抽出可能、金属合計										
アンチモン、その塩類および化合物	いくつかの物質	皮革	限界	5	10	10	mg/kg	EN ISO 17072-1 // 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量 // 難燃剤としての使用：難燃剤の bluesign® 基準を必ず順守すること	ポリエステルの重合触媒、難燃剤、定着剤、顔料などに含まれる。またはそれらの触媒として使用される。
		繊維製品	限界	5	10	10	mg/kg	DIN EN 16711-2 // 酸性汗溶液		
		金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	限界	60			mg/kg	DIN EN ISO 11885 EN 71-3 // 胃液を模した酸性溶液の移動 DIN EN ISO 17294-2		
		繊維/糸	限界	260			mg/kg	DIN EN 16711-1 // 総含有量	総金属含有量として // ポリエステル原綿に有効	

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
ヒ素、その塩類および化合物	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止		0,2		mg/kg	DIN EN 16711-2// 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量として	ヒ素とその化合物は、綿、合成繊維、塗料、インク、トリム、プラスチック用の、防腐剤、殺虫剤、枯葉剤に使用できる。
					25		mg/kg	KS G ISO 8124-3 (酸性溶液)		
		皮革	使用禁止		0,2		mg/kg	EN ISO 17072-1 // 酸性汗溶液		
カドミウム、その塩類および化合物	いくつかの物質	繊維製品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止		0,1		mg/kg	DIN EN 16711-2// 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量として	カドミウム化合物は、顔料 (特に赤、橙、黄、緑) として、PVC の安定剤として、および、肥料、殺生物剤、塗料に使用される。
					75		mg/kg	GB 21550 KS G ISO 8124-3 (酸性溶液)		
		皮革	使用禁止		0,1		mg/kg	EN ISO 17072-1// 酸性汗溶液		
		繊維製品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品 金属部品	使用禁止		40		mg/kg	DIN EN 16711-1// GB/T 30157// 総含有量	総金属含有量として	
		皮革	使用禁止		40		mg/kg	EN ISO 17072-2 // 総含有量		
		電気・電子機器	限界		100		mg/kg	IEC 62321:2008 第 8、9、10 条 ICP-OES 、 ICP-MS 、 および 、 AAS	総金属含有量として	
		電池	限界		5		mg/kg	EDXRF, ICP-OES ICP-OES, ICP-MS, AAS		
バリウム	10022-31-08	すべて	限界		1000		mg/kg	KS G ISO 8124-3 (酸性溶液)		バリウムとその化合物は、インク/プラスチック/表面塗料の顔料に使用され、染色、繊維仕上げ、皮革なめしなどの工程でも使用される。
セレン	7782-49-2	すべて	限界		500		mg/kg	KS G ISO 8124-3 (酸性溶液)		合成繊維、塗料、インク、プラスチック、金属トリムなどに含まれていることがある。

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
クロム VI、その塩類および化合物	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止		0,5		mg/kg	EN ISO 17075-1	抽出可能な金属含有量として	6 価クロムは皮革のなめし加工に使われることが多いが、羊毛染めのアフタークロミング（酸で染めた羊毛にクロム塩を塗布して定着度を高める）にも使われることがある。
		金属部品	使用禁止		0,5		mg/kg	EN 62321-7-1		
		皮革 （未処理時および経年後）	使用禁止		3,0		mg/kg	EN ISO 17075-1 EN ISO 17075-2 DIN EN ISO 4044 劣化試験：ISO 10195 メソッド A2		
		電気・電子機器	限界		1000		mg/kg	IEC 62321: 2008 付属書 B および C		
クロム、その塩類および化合物	いくつかの物質	金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	限界		60		mg/kg	DIN EN ISO 11885 EN 71-3 // 胃液を模した酸性溶液の移動 DIN EN ISO 17294-2 KS G ISO 8124-3（酸性溶液）	製品が、クロミウム膜層、コーティングなどの金属膜で覆われている場合は、常に良好な状態に維持しなければならない // 抽出可能な金属含有量として	クロム化合物は、染色添加剤、染色定着剤、堅牢度後処理剤、ウール/シルク/ポリアミド用の染料（特にダークシェード）、皮革なめし剤として使用できる。
		繊維製品	限界		0,5		mg/kg	DIN EN 16711-2 // 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量として // クロム含有の金属錯塩染料で染色された繊維製品向け A: 1.0 // B: 2.0 // C: 2.0 mg/kg	
コバルト、その塩類および化合物	いくつかの物質	皮革	限界		1,0		mg/kg	EN ISO 17072-1 // 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量として // コバルト含有の金属錯塩染料で染色された繊維製品・皮革向け A: 1.0 // B: 4.0 // C: 4.0 mg/kg	コバルトとその化合物は、顔料、染料、プラスチックボタン製造に使用できる。
		繊維製品	限界		1,0		mg/kg	DIN EN 16711-2 // 酸性汗溶液		
		金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	限界	1,0	4,0	4,0	mg/kg	DIN EN 16711-2// 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量として	
銅、その塩類および化合物	いくつかの物質	繊維製品	限界	25	50	50	mg/kg	DIN EN 16711-2 // 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量として	銅とその化合物は、顔料や、繊維製品の抗菌剤に含まれていることがある。
		皮革	限界	25	50	50	mg/kg	EN ISO 17072-1 // 酸性汗溶液		

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
鉛、その塩類および化合物	いくつかの物質	金属部品	使用禁止		90		mg/kg	DIN EN 16711-1 // 総含有量	総金属含有量として	プラスチック、塗料、インク、顔料、表面塗料に関連していることがある。
		皮革	使用禁止		40		mg/kg	EN ISO 17072-2 // 総含有量		
		繊維製品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止		40		mg/kg	DIN EN 16711-1 // GB/T 30157// 総含有量		
		電気・電子機器	限界		1000		mg/kg	IEC 62321:2008 第 8、9、10 条 ICP-OES、ICP-MS、および、AAS		
		電池	限界		40		mg/kg	EDXRF, ICP-OES ICP-OES, ICP-MS, AAS	総金属含有量として	
		皮革	使用禁止	0,2	1,0	1,0	mg/kg	EN ISO 17072-1 // 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量として	
					90		mg/kg	KS G ISO 8124-3 (酸性溶液)		
		繊維製品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	0,2	1,0	1,0	mg/kg	DIN EN 16711-2 // 酸性汗溶液		
					90		mg/kg	GB 21550 KS G ISO 8124-3 (酸性溶液)		
ニッケル、その塩類および化合物	いくつかの物質	繊維製品	限界		1,0		mg/kg	DIN EN 16711-2 // 酸性汗溶液	抽出可能な金属含有量として // ニッケル含有の金属錯塩染料で染色された繊維製品向け A: 1.0 // B: 4.0 // C: 4.0 mg/kg	ニッケルは顔料に不純物として含まれていることがある。
		皮革	限界		1,0		mg/kg	EN ISO 17072-1 // 酸性汗溶液		
		金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止 A と B が対象	0,5	0,5	-	$\mu g/cm^2$ /週	EN 1811 + A1 // リリース EN 12472	放出された金属含有量として	

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
水銀、その塩類および化合物	いくつかの物質	金属部品	使用禁止		60		mg/kg	EN 71-3 // 胃液を模した酸性溶液の移動 EN ISO 12846 KS G ISO 8124-3 (酸性溶液)	抽出可能な金属含有量として	水銀化合物は、農薬や苛性ソーダ (NaOH) に含まれる汚染物質として存在する可能性がある。塗料に使用されることもある。
		皮革	使用禁止		0,02		mg/kg	EN ISO 17072-1 // 酸性汗溶液		
		繊維製品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止		0,02		mg/kg	DIN EN 16711-2 // 酸性汗溶液		
		すべて	使用禁止		10		mg/kg	非金属: CPSC-CH-E1002-08.3 金属: CPSC-CH-E1001-08.3 コーティング: CPSC-CH-E1003-09.1	総金属含有量として	
		電気・電子機器	限界		1000		mg/kg	IEC 62321:2008 第 7 条 CV-AAS、CVAFS、ICP-OES、ICP-MS		
		電池	限界		5		mg/kg	ICP, AAS, EDXRF ICP-OES, ICP-MS, CVAAS		

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
モノマー										
アクリルアミド	79-06-1	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg	CEN/TS 13130-10		アクリルアミドは、主にポリアクリルアミドやアクリルアミド共重合体の原料となり、染料やプラスチックの製造、下水などの廃水処理に使用される。
その他の化学物質										
2-フェニル-2-プロパノール	617-94-7	すべて	限界	10	50	50	mg/kg	GC-MS // メタノールによる抽出		架橋剤として過酸化ジクミルを使用した場合、EVA フォームの分解生成物になる可能性がある。

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
アセトフェノン	98-86-2	すべて	限界		20		mg/kg	GC-MS // メタノールによる抽出		架橋剤として過酸化ジクミルを使用した場合、EVA フォームの分解生成物になる可能性がある。
アゾジカーボンアミド (ADCA)	123-77-3	すべて	限界	100	200	200	mg/kg	溶媒抽出 // GC-MS または LC-MS または LC-DAD		ADCA は、食品容器の密閉キャップの発泡剤として FDA の認可を受けている。電子機器、写真、工業用化学物質 (靴のゴム、ヨガマット、合成皮革の製造用) などの用途にも使用される。
ビスフェノール A	80-05-7	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg	THF による抽出、60℃での 60 分間の超音波処理、LC/MS による分析		エポキシ樹脂、ポリカーボネート樹脂、難燃剤、PVC の製造に使用される。
クレゾール、すべての異性体	1319-77-3	すべて	使用禁止	異性体を参照				BVL B 82.02-8 // KOH による抽出 DIN EN ISO 17070 // KOH による抽出	各異性体に対して 10 mg/kg	クレゾールには、抗菌・殺虫作用があるが、毒性や皮膚刺激性もある。
m-クレゾール	108-39-4	すべて	使用禁止		10		mg/kg			
o-クレゾール	95-48-7	すべて	使用禁止		10		mg/kg			
p-クレゾール	106-44-5	すべて	使用禁止		10		mg/kg			
ホルムアミド	75-12-7	繊維製品	使用禁止	50	50	100	mg/kg	EN 17131		EVA フォームの製造時の副産物。
		金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品 皮革	使用禁止	50	50	100	mg/kg	CEN ISO/TS 16189		
イソキノリン	119-65-3	すべて	使用禁止		50		mg/kg	LC-MS/MS // メタノールによる抽出 LC-DAD // THF による抽出 LC-DAD // メタノールによる抽出 LC-MS/MS // THF による抽出		イソキノリンは、プラスチックやプラスチック添加物の製造に使用され、さまざまな製品や産業 (化粧品、化学製造など) でも使用される。
フェノール	108-95-2	すべて	限界	10	50	100	mg/kg	LC-MS // メタノールによる抽出 GC-MS // メタノールによる抽出		フェノールは、主にプラスチックや関連材料の合成に使用される。フェノールとその化学誘導体はナイロンの生産に不可欠。

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
蛍光 増白剤	すべて	顔面被覆	使用禁止	蛍光は出現しない				紫外光 350～370nm		蛍光増白剤は、一般的に、白さを増し、色を濃くするために添加される。
キノリン	91-22-5	すべて	使用禁止	50			mg/kg	LC-MS/MS // メタノールによる抽出 LC-DAD // THF またはメタノールによる抽出 LC-MS/MS // THF による抽出		ポリエステルや一部の染料に不純物として含まれる。
シロキサン	いくつかの物質	すべて	使用禁止					GC // TEGEWA 法を参考とする	割り当てられているすべてのメンバー/物質に対して使用禁止	シロキサンは、さまざまな消費財に幅広く使用され、自動車用研磨剤、燃料添加剤、工業用消泡剤にも使用される。
オクタメチルシクロテトラシロキサン（D4）	556-67-2	すべて	使用禁止	30			mg/kg			
デカメチルシクロテトラシロキサン（D5）	541-02-6	すべて	使用禁止	50			mg/kg			
ドデカメチルシクロテトラシロキサン（D6）	540-97-6	すべて	使用禁止	50			mg/kg			
オゾン層破壊物質										
オゾン層破壊物質（CFCs）クラス I	いくつかの物質	すべて	使用禁止	0.1（それぞれ）			mg/kg	GC-MS // ヘッドスペース	成形品の製造における直接使用に対して使用禁止 規制（EC）No 1005/2009 の単一物質完全リストと 42 U.S. Code § 7671a を参照	使用が禁止されている。オゾン層破壊物質は、PU フォームの発泡剤、ドライクリーニング剤などに使用されてきた。
オゾン層破壊物質（CFCs）クラス II	いくつかの物質	すべて	使用禁止	0.1（それぞれ）			mg/kg	GC-MS // ヘッドスペース		

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
農薬										
農薬	いくつかの物質	すべて	限界	0,5			mg/kg	GC-MS // アセトン/ヘキサンによる ASE LC-MS // アセトン/ヘキサンによる ASE GC-MS // アセトン/ヘキサンによるソックレー抽出 LC-MS // アセトン/ヘキサンによるソックレー抽出	割り当てられているすべてのメンバー/物質の総計に適用 付属書に記載されている単一物質	主に綿などの天然繊維に含まれることがある。
ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）#										
全 PFAS（全有機フッ素で測定）	いくつかの物質	すべて	使用禁止	50 （合計）			mg/kg	EN 14582	割り当てられているすべてのメンバー/物質の総計に適用	PFAS は、市販の長鎖・短鎖の撥水剤、撥油剤、防汚剤に意図しない副産物として存在することがある。PFOA は、ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）のようなポリマーに使用されることもある。
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）およびその関連物質	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	1,0 （合計）			µg/m²	CEN/TS 15968	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止				µg/m²	EN ISO 23702-1		
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）およびその塩類	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	25 （合計）			µg/kg	CEN/TS 15968	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止				µg/kg	EN ISO 23702-1		
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）関連物質	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	1000 （合計）			µg/kg	CEN/TS 15968	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止				µg/kg	EN ISO 23702-1		
ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸（PFHxS）およびその塩類	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	25 （合計）			µg/kg	CEN/TS 15968	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止				µg/kg	EN ISO 23702-1		

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
PFHxS 関連物質	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	1000 (合計)			µg/kg	CEN/TS 15968	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止				µg/kg	EN ISO 23702-1		
C9-C14 ペルフルオロカルボン酸類 (PFCAs) およびその塩類	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	25 (合計)			µg/kg	CEN/TS 15968	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止				µg/kg	EN ISO 23702-1		
C9-C14 PFCA 関連物質	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	260 (合計)			µg/kg	CEN/TS 15968	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止				µg/kg	EN ISO 23702-1		
ペルフルオロアルキルカルボン酸類 (PFCAs)	いくつかの物質	繊維製品 金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	100 (合計)			µg/kg	CEN/TS 15968	付属書に記載されている単一物質	
		皮革	使用禁止				µg/kg	EN ISO 23702-1		

アパレルおよびフットウェアに関する国際 RSL 管理グループ (AFIRM) RSL、バージョン 8、2023 年

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
可塑剤										
フタル酸エステル	いくつかの物質	繊維製品	使用禁止	50（それぞれ）			mg/kg	EN ISO 14389 // CPSC-CH-C1001-09.4 //GB/T 20388	付属書に記載されている単一物質	オルトフタル酸エステル（フタル酸類）とは、プラスチックの柔軟性を高めるために添加される有機化合物の一種。 フタル酸類は、軟質プラスチック部品（PVC など）、捺染糊、接着剤、プラスチックボタン、ポリマー塗膜などに含まれることがある。
		金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品 皮革	使用禁止	50（それぞれ）			mg/kg	CPSC-CH-C1001-09.4		
多環芳香族炭化水素類（PAHs）										
多環芳香族炭化水素類（PAHs）	いくつかの物質	すべて	使用禁止	10			mg/kg	EPA 8310 EPA 8270D EPA 8275A AfPS GS	割り当てられているすべての PAHs の合計に対して 物質別限界がない PAHs は付属書に記載	PAHs は原油に含まれる天然成分で、石油精製時によく発生する残留物。PAHs を含む油脂残渣は、軟化剤や延伸剤としてゴムやプラスチックに添加される。ゴム、プラスチック、コーティング剤に含まれることがある。PAHs は、靴の外底やスクリーン印刷の捺染糊に含まれることが多い。
ベンゾ(a)アントラセン	56-55-3	すべて	使用禁止	0,5	1,0	1,0	mg/kg			
ベンゾ(a)ピレン	50-32-8	すべて	使用禁止	0,2			mg/kg			
ベンゾ(b)フルオランテン	205-99-2	すべて	使用禁止	0,5	1,0	1,0	mg/kg			
ベンゾ(e)ピレン	192-97-2	すべて	使用禁止	0,5	1,0	1,0	mg/kg			
ベンゾ(j)フルオランテン	205-82-3	すべて	使用禁止	0,5	1,0	1,0	mg/kg			
ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9	すべて	使用禁止	0,5	1,0	1,0	mg/kg			
クリセン	218-01-9	すべて	使用禁止	0,5	1,0	1,0	mg/kg			
ジベンゾ(a,h)アントラセン	53-70-3	すべて	使用禁止	0,5	1,0	1,0	mg/kg			
ポリマー										
ポリ塩化ビニル (PVC)	9002-86-2	すべて	使用禁止	**ポリ塩化ビニルに関する方針を参照**			mg/kg	FTIR バイルシュタイン試験 // FTIR 測定（バイルシュタイン試験がポジティブであった場合のみ実施）		ポリ塩化ビニル（PVC）は、世界で最も使用されている熱可塑性ポリマーの 1 つ。 柔軟性の高い PVC がゴムの代替品として使用されている。
塩化ビニルモノマー含有量	75-01-4	すべて	使用禁止	5			mg/kg	GB 21550、GB/T 4615、		

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
溶媒										
ベンゼン	71-43-2	すべて	使用禁止		5,0		mg/kg	VDA 278		これらの VOC は、繊維用補助化学調剤への使用は控えるべき。 溶剤系ポリウレタン塗膜、糊、接着剤など、溶剤系プロセスに関連する。 施設内清掃やスポット清掃での使用は控えるべき。
1,2-ジクロロエタン	107-06-2	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg	GC-MS // ヘッドスペース		
ジクロロトルエンメタン	75-09-2	すべて	使用禁止		5,0		mg/kg	GC-MS // ヘッドスペース	成形品の製造における直接使用は禁止	
テトラクロルエチレン	127-18-4	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg	GC-MS // ヘッドスペース		
トルエン	108-88-3	すべて	使用禁止	10	50	50	mg/kg	GC-MS // ヘッドスペース	使用禁止。溶剤塗装、金属加工は例外。	
キシレン、すべての異性体	1330-20-7	すべて	使用禁止	50	100	100	mg/kg	GC-MS // ヘッドスペース		
トリクロロエチレン	79-01-6	すべて	使用禁止		5,0		mg/kg	GC-MS // ヘッドスペース		
N,N-ジメチルアセアミド (DMAc)	127-19-5	繊維製品、繊維/糸	使用禁止		5,0		mg/kg	EN 17131		
		溶剤塗装、ラミネート加工、繊維製造により製造された成形品	限界		50		mg/kg	EN 17131		
		皮革	使用禁止		5,0		mg/kg	EN ISO 19070		
		金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止		5,0		mg/kg	CEN ISO/TS 16189		
N-エチル-2-ピロリドン（NEP）	2687-91-4	金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止	10	10	100	mg/kg	CEN ISO/TS 16189		
N-メチルピロリドン（NMP）	872-50-4	繊維製品	使用禁止				mg/kg	EN 17131		
		皮革	使用禁止				mg/kg	EN ISO 19070		

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
N,N-ジメチルホルムアミド（DMFa）	68-12-2	繊維製品	使用禁止		5,0		mg/kg	EN 17131		
		溶剤塗装、ラミネート加工、繊維製造により製造された成形品	限界		500		mg/kg	EN 17131		
		金属部品 ポリマー部品 ダウン/フェザー製品	使用禁止		5,0		mg/kg	CEN ISO/TS 16189		
		皮革	使用禁止		5,0		mg/kg	EN ISO 19070		
その他の揮発物 (-)					20		g/m^2	GB 21550		
紫外線安定剤										
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール	36437-37-3	すべて	使用禁止		1000		mg/kg	DIN EN 62321-6// THF による抽出		記載されている 4 つの紫外線安定剤は紫外線の吸収に使用されてきた。これにより、プラスチック、塗装剤、接着剤への紫外線による劣化を防ぎ、紫外線や自然光に対してこれらを安定させることができる。
2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-bis(1,1-ジメチルプロピル)フェノール	25973-55-1	すべて	使用禁止		1000		mg/kg			
2,4-di-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル)-フェノール	3864-99-1	すべて	使用禁止		1000		mg/kg			
2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-di-tert-ブチルフェノール	3846-71-7	すべて	使用禁止		1000		mg/kg			
フェニル水銀化合物										
フェニル水銀アセテート	62-38-4	すべて	使用禁止		0,01		%	酸分解後、ICP/AAS 分析		塗料、接着剤、封止剤およびエラストマー用途に使用されるポリウレタン系の触媒として使用。
プロピオン酸フェニル水銀	103-27-5	すべて	使用禁止		0,01		%			
2-エチルヘキサン酸フェニル水銀	13302-00-6	すべて	使用禁止		0,01		%			
オクタン酸フェニル水銀	13864-38-5	すべて	使用禁止		0,01		%			
ネオデカン酸フェニル水銀	26545-49-3	すべて	使用禁止		0,01		%			

化学物質名	CAS 番号	使用分野	限界タイプ	A	B	C	単位	試験法//試料調整	コメント	使用可能性
有機スズ化合物										
有機スズ化合物 - mono-、di-、tri-、テトラアルキルスズ有機物	いくつかの物質	すべて	使用禁止					CEN ISO/TS 16179	割り当てられているすべてのメンバー/物質に対して使用禁止	有機スズは、殺生物剤（抗菌剤など）、プラスチック/接着剤製造の触媒、プラスチック/ゴムの熱安定剤として使用される。 テキスタイルとアパレルにおいて、有機スズは、プラスチック/ゴム、インク、塗料、メタリックグリッター、ポリウレタン製品、熱伝達物質と関連付けられる。
エチルスズ化合物	いくつかの物質		使用禁止							
テトラエチルスズ化合物（TET）	いくつかの物質	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg			
ヘキシルスズ化合物	いくつかの物質		使用禁止							
トリシクロヘキシルスズ化合物 (TCyHT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			
ブチルスズ化合物	いくつかの物質		使用禁止							
ジブチルスズ化合物 (DBT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg			
モノブチルスズ化合物 (MBT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg			
テトラブチルスズ化合物（TeBT）	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			
トリブチルスズ化合物 (TBT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			
メチルスズ化合物	いくつかの物質		使用禁止							
ジメチルスズ化合物 (DMT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			
モノメチルスズ化合物 (MMT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		2,0		mg/kg	CEN ISO/TS 16179	割り当てられているすべてのメンバー/物質に対して使用禁止	
トリメチルスズ 化合物 (TMT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			
オクチルスズ化合物	いくつかの物質		使用禁止							
ジオクチルスズ化合物 (DOT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg			
モノオクチルスズ化合物 (MOT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		2,0		mg/kg			
テトラオクチルスズ化合物（TeOT）	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			
トリオクチルスズ化合物 (TOT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			
フェニルスズ化合物	いくつかの物質		使用禁止							
ジフェニルスズ化合物 (DPhT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		2,0		mg/kg			
モノフェニルスズ化合物（MPhT）	いくつかの物質	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg			
トリフェニルスズ化合物 (TPhT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			
プロピルスズ化合物	いくつかの物質		使用禁止							
ジプロピルスズ化合物（DPT）	いくつかの物質	すべて	使用禁止		1,0		mg/kg			
トリプロプリスズ化合物 (TPT)	いくつかの物質	すべて	使用禁止		0,5		mg/kg			

付属書

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
アルキルフェノールエトキシレート類（APEOs）		ノニルフェノールエトキシレート（分岐） - 30 EO	68412-54-4
ノニルフェノールエトキシレート（NPEO）	いくつかの物質	ノニルフェノールエトキシレート（分岐） - > 30 EO	68412-54-4
イソノニルフェノールエトキシレート	37205-87-1	*ノニルフェノールエトキシレートリン酸（分岐）*	68412-53-3
イソノニルフェノールエトキシレート - ≥ 2.5 - < 5 EO	37205-87-1	ポリオキシ-1,2-エタンジイル α-ノニルフェニル-ω-ヒドロキシ-リンサン（分岐） - ≥ 6 - ≤ 12 EO	68412-53-3
イソノニルフェノールエトキシレート - ≥ 5 - < 8 EO	37205-87-1	ポリオキシ-1,2-エタンジイル α-ノニルフェニル-ω-ヒドロキシ-リンサン（分岐） - > 12 EO	68412-53-3
イソノニルフェノールエトキシレート - ≥ 8 - < 11 EO	37205-87-1	*4-ノニルフェノールエトキシレート*	26027-38-3
イソノニルフェノールエトキシレート - ≥ 11 - < 15 EO	37205-87-1	4-ノニルフェノールエトキシレート - 1 - 2.5 EO	26027-38-3
イソノニルフェノールエトキシレート - ≥ 15 - < 30 EO	37205-87-1	4-ノニフェノールエトキシレート - ≥ 2.5 - < 5 EO	26027-38-3
イソノニルフェノールエトキシレート - 30 EO	37205-87-1	4-ノニフェノールエトキシレート - ≥ 5 - < 8 EO	26027-38-3
イソノニルフェノールエトキシレート - > 30 EO	37205-87-1	4-ノニフェノールエトキシレート - ≥ 8 - < 11 EO	26027-38-3
ノニルフェノールエトキシレート	9016-45-9	4-ノニフェノールエトキシレート - ≥ 11 - < 15 EO	26027-38-3
ノニルフェノールエトキシレート - 4 EO	9016-45-9	4-ノニフェノールエトキシレート - ≥ 15 - < 30 EO	26027-38-3
ノニルフェノールエトキシレート - 6.5 EO	9016-45-9	4-ノニルフェノールエトキシレート - 30 EO	26027-38-3
ノニルフェノールエトキシレート - 8 EO	9016-45-9	4-ノニルフェノールエトキシレート - > 30 EO	26027-38-3
ノニルフェノールエトキシレート - 10 EO	9016-45-9	26-(4-ノニルフェノキシ)-3,6,9,12,15,18,21,24-オクタオクサヘキサコサン-1-オール	14409-72-4
ノニルフェノールエトキシレート - 15 EO	9016-45-9	*4-ノニルフェノールエトキシレート（分岐）*	127087-87-0
ノニルフェノールエトキシレート - 30 EO	9016-45-9	4-ノニルフェノールエトキシレート（分岐） - 1 - 2.5 EO	127087-87-0
ノニフェノールエトキシレート - ≥ 2.5 - < 5 EO	9016-45-9	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 2.5 - < 5 EO	127087-87-0
ノニフェノールエトキシレート - ≥ 5 - < 8 EO	9016-45-9	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 5 - < 8 EO	127087-87-0
ノニフェノールエトキシレート - ≥ 8 - < 11 EO	9016-45-9	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 8 - < 11 EO	127087-87-0
ノニフェノールエトキシレート - ≥ 11 - < 15 EO	9016-45-9	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 11 - < 15 EO	127087-87-0
ノニフェノールエトキシレート - ≥ 15 - < 30 EO	9016-45-9	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 15 - < 30 EO	127087-87-0
ノニフェノールエトキシレート - > 30 EO	9016-45-9	4-ノニルフェノールエトキシレート（分岐） - 30 EO	127087-87-0
26-(ノニルフェノキシ)-3,6,9,12,15,18,21,24-オクタオクサヘキサコサン-1-オール	26571-11-9	4-ノニルフェノールエトキシレート（分岐） - > 30 EO	127087-87-0
ノニルフェノールエトキシレート（分岐）	68412-54-4	2-{2-[4-(3,6-ジメチルヘプタン-3-イル) フェノキシ]エトキシ} エタノール	1119449-38-5
ノニルフェノールエトキシレート（分岐） - 1 - 2.5 EO	68412-54-4	*4-ノニルフェノールエトキシレート（分岐・直鎖）*	1442463-06-0
ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 2.5 - < 5 EO	68412-54-4	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐・直鎖） - ≥ 2.5 - < 5 EO	1442463-06-0
ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 5 - < 8 EO	68412-54-4	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐・直鎖） - ≥ 5 - < 8 EO	1442463-06-0
ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 8 - < 11 EO	68412-54-4	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐・直鎖） - ≥ 8 - < 11 EO	1442463-06-0
ノニフェノールエトキシレート（分岐） - ≥ 11 - < 15 EO	68412-54-4	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐・直鎖） - ≥ 11 - < 15 EO	1442463-06-0

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
ノニフェノールエトキシレート（分岐）- ≥ 15 - < 30 EO	68412-54-4	**アルキルフェノール（APs）**	
4-ノニルフェノールエトキシレート（分岐・直鎖）- 30 EO	1442463-06-0	***4-ヘプチルフェノール（分岐・直鎖）***	いくつかの物質
4-ノニフェノールエトキシレート（分岐・直鎖）- > 30 EO	1442463-06-0	4-ヘプチルフェノール	1987-50-4
20-(4-ノニルフェノキシ)-3,6,9,12,15,18-ヘクサオクサイコサン-1-オール	27942-27-4	*フェノールヘプチル誘導体*	72624-02-3
2-[2-[2-[2-(4-ノニルフェノキシ) エトキシ] エトキシ] エトキシ] エタノール	7311-27-5	***ノニルフェノール（NP）、混合異性体***	いくつかの物質
2-[2-(4-ノニルフェノキシ) エトキシ] エタノール	20427-84-3	4-ノニフェノールエトキシレート（分岐・直鎖）- ≥ 15 - < 30 EO	1442463-06-0
2-[4-(3,6-ジメチルヘプタン-3-イル) フェノキシ] エタノール	1119449-37-4	*フェノールノニル（分岐）*	90481-04-2
オクチルフェノールエトキシレート (OPEO)	いくつかの物質	ノニルフェノール、混合異性体	25154-52-3
オクチルフェノールエトキシレート（分岐）	68987-90-6	イソノニルフェノール	11066-49-2
オクチルフェノールエトキシレート（分岐）- 9.5 EO	68987-90-6	*4-ノニルフェノール（分岐・直鎖）*	いくつかの物質
tert-オクチルフェノールエトキシレート	9036-19-5	p-ノニルフェノール	104-40-5
tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 2.5 - < 5 EO	9036-19-5	4-(1-エチル-1-メチルヘキシル)フェノール	52427-13-1
tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 5 - < 8 EO	9036-19-5	4-(3,6-ジメチル-3-ヘプチル)フェノール	142731-63-3
tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 8 - < 11 EO	9036-19-5	4-(3,5-ジメチル-3-ヘプチル)フェノール	186825-36-5
tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 11 - < 15 EO	9036-19-5	フェノール 4-ノニル（分岐）	84852-15-3
tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 15 - < 30 EO	9036-19-5	p-(1,1-ジメチルヘプチル)フェノール	30784-30-6
tert-オクチルフェノールエトキシレート - 30 EO	9036-19-5	p-(1-メチルオクチル)フェノール	17404-66-9
tert-オクチルフェノールエトキシレート- > 30 EO	9036-19-5	p-イソノニルフェノール	26543-97-5
4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノールエトキシレート - 明確に定義された物質と UVCB 物質、ポリマー、同族体をカバー	いくつかの物質	4-(2,6-ジメチル-2-ヘプチル)フェノール	521947-27-3
20-[4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノキシ]-3,6,9,12,15,18-ヘクサオクサイコサン-1-オール	2497-59-8	4-(3-エチルヘプタン-2-イル)フェノール	186825-39-8
4-tert-オクチルフェノールモノエトキシレート	2315-67-5	フェノール 4-tert-ノニル-	58865-77-3
4-tert-オクチルフェノールジエトキシレート	2315-61-9	フェノール、4-(1,1,3-トリメチルヘキシル)-	174305-83-0
4-tert-オクチルフェノールエトキシレート	9002-93-1	フェノール、4-(1,3--ジメチル-1-プロピルブチル)-	142731-65-5
4-tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 2.5 - < 5 EO	9002-93-1	フェノール、4-(1,2,5-トリメチルヘキシル)-	142731-55-3
4-tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 5 - < 8 EO	9002-93-1	***オクチルフェノール（OP）、混合異性体***	いくつかの物質
4-tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 8 - < 11 EO	9002-93-1	オクチルフェノール	27193-28-8
4-tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 11 - < 15 EO	9002-93-1	4-オクチルフェノール	1806-26-4
4-tert-オクチルフェノールエトキシレート - ≥ 15 - < 30 EO	9002-93-1	4-tert-オクチルフェノール	140-66-9
4-tert-オクチルフェノールエトキシレート - 30 EO	9002-93-1		
4-tert-オクチルフェノールエトキシレート- > 30 EO	9002-93-1		

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
ドデシルフェノール、混合異性体	27193-86-8	*p-アミノアゾベンゼンおよびその塩類*	いくつかの物質
フェノールドデシル-（分岐）	121158-58-5	p-アミノアゾベンゼン	60-09-3
フェノール 4-ドデシル-（分岐）	210555-94-5	***トリメチルアニリンおよびその塩類 - 例外あり（別途規定）***	いくつかの物質
フェノール 4-イソドデシル	27459-10-5 27147-75-7	*2,4,5-トリメチルアニリンおよびその塩類*	いくつかの物質
フェノールテトラプロピレン	57427-55-1	2,4,5-トリメチルアニリン塩酸塩	21436-97-5
フェノール（テトラプロペニル）誘導体	74499-35-7	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
フェノール 4-ドデシル-	104-43-8	***キシリジンおよびその塩類 - 例外あり（別途規定）***	いくつかの物質
トリス（4-ノニルフェノール、分岐・直鎖）亜リン酸塩	いくつかの物質	*2,4-キシリジンおよびその塩類*	いくつかの物質
トリス（4-ノニルフェノール、分岐）亜リン酸塩		2,4-キシリジン	95-68-1
トリス（ノニルフェノール）亜リン酸塩	26523-78-4	*2,6-キシリジンおよびその塩類*	いくつかの物質
フェノール 4-ノニル-亜リン酸塩 (3:1)	3050-88-2	2,6-キシリジン	87-62-7
アリールアミン		***ニトロトルイジンおよびその塩類 - 例外あり（別途規定）***	いくつかの物質
2,4-ジアミノアニソールおよびその塩類	いくつかの物質	*2-アミノ-4-ニトロトルエンおよびその塩類*	いくつかの物質
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4	2-アミノ-4-ニトロトルエン	99-55-8
2,4-ジアミノアニソール硫酸塩	39156-41-7	***アニシジンおよびその塩類***	いくつかの物質
2,4-ジアミノトルエンおよびその塩類	いくつかの物質	アニシジン（o-、p-異性体）	29191-52-4
2,4-ジアミノトルエン	95-80-7	*2-アニシジンおよびその塩類*	いくつかの物質
2-ナフチルアミンおよびその塩類	いくつかの物質	2-アミノシジン	90-04-0
2-ナフチルアミン	91-59-8	***ベンジジンおよびその塩類 - 例外あり（別途規定）***	いくつかの物質
2-ナフタレンアミン酢酸塩	553-00-4	*3,3'-ジクロロベンジジンおよびその塩類 - 例外あり（別途規定）*	いくつかの物質
4,4'-ジアミノジフェニルメタンおよびその塩類	いくつかの物質	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	*o-ジアニシジンおよびその塩類 - 例外あり（別途規定）*	いくつかの物質
4,4'-メチレンビス-(2-クロロアニリン) およびその塩類	いくつかの物質	3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
4,4'-メチレンビス-2-クロロアニリン）（</6066	101-14-4	*3,3'-ジメチルベンジジンおよびその塩類*	いくつかの物質
4-アミノ-3-フルオロフェノールおよびその塩類	いくつかの物質	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
4-アミノ-3-フルオロフェノール	399-95-1	*ベンジジンおよびその塩類*	いくつかの物質
4-アミノビフェニルおよびその塩類	いくつかの物質	ベンジジン	92-87-5
4-アミノビフェニル	92-67-1	ベンジジン酢酸塩	36341-27-2
4-クロロアニリンおよびその塩類	いくつかの物質	ベンジジン二塩酸塩	531-85-1
4-クロロアニリン	106-47-8	ベンジジン硫酸	21136-70-9

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
6-アミノ-2--エトキシナフタレンおよびその塩類	いくつかの物質	*テトラクロロベンゼン、すべての異性体*	いくつかの物質
6-アミノ-2-エトキシナフタレン	293733-21-8	1,2,3,4-テトラクロロベンゼン	634-66-2
o-アミノアゾトルエンおよびその塩類	いくつかの物質	1,2,3,5-テトラクロロベンゼン	634-90-2
o-アミノアゾトルエン	97-56-3	1,2,4,5-テトラクロロベンゼン	95-94-3
ベンジジン硫酸 (1:1)	531-86-2	*トリクロロベンゼン、すべての異性体*	いくつかの物質
アリルアミン類 (続き)		1,2,3-トリクロロベンゼン	87-61-6
トルイジンおよびその塩類 - 例外あり (別途規定)	いくつかの物質	1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1
4,4'-メチレンジ-o-トルイジンおよびその塩類	いくつかの物質	1,3,5-トリクロロベンゼン	108-70-3
4,4'-メチレンジ-o-トルイジン	838-88-0	*ジクロロベンゼン、すべての異性体*	いくつかの物質
m-トルイジンおよびその塩類	いくつかの物質	1,2-ジクロロベンゼン	95-50-1
m-トルイジン	108-44-1	1,3-ジクロロベンゼン	541-73-1
o-トルイジンおよびその塩類	いくつかの物質	1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7
o-トルイジン	95-53-4	***塩素化トルエン類***	いくつかの物質
p-クレシジンおよびその塩類	いくつかの物質	クロロトルエン、非特異的混合物	25168-05-2
p-クレシジン	120-71-8	ペンタクロロトルエン	877-11-2
p-トルイジンおよびその塩類	いくつかの物質	*トリクロロトルエン、すべての異性体*	いくつかの物質
p-トルイジン	106-49-0	2,3,4-トリクロロトルエン	7359-72-0
ジアニリンおよびその塩類	いくつかの物質	2,3,6-トリクロロトルエン	2077-46-5
4,4'-オキシジアニリンおよびその塩類	いくつかの物質	2,4,5-トリクロロトルエン	6639-30-1
4,4'-オキシジアニリン	101-80-4	2,4,6-トリクロロトルエン	23749-65-7
4,4'-チオジアニリンおよびその塩類	いくつかの物質	3,4,5-トリクロロトルエン	21472-86-6
4,4'-チオジアニリン	139-65-1	a,a,a-トリクロロトルエン	98-07-7
クロロトルイジンおよびその塩類	いくつかの物質	*ジクロロトルエン、すべての異性体*	いくつかの物質
4-クロロ-2-トルイジンおよびその塩類	いくつかの物質	2,3-ジクロロトルエン	32768-54-0
4-クロロ-2-トルイジン	95-69-2	2,4-ジクロロトルエン	95-73-8
4-クロロ-2-トルイジン塩酸塩	3165-93-3	2,5-ジクロロトルエン	19398-61-9
殺生物剤		2,6-ジクロロトルエン	118-69-4
o-フェニルフェノール	90-43-7	3,4-ジクロロトルエン	95-75-0
塩素化ベンゼンとトルエン		3,5-ジクロロトルエン	25186-47-4
塩素化ベンゼン類	いくつかの物質		
ヘキサクロロベンゼン	118-74-1		
モノクロロベンゼン	108-90-7		
ペンタクロロベンゼン	608-93-5		

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
塩素化ベンゼン類とトルエン類（続き）		3,4-ジクロロフェノール	95-77-2
モノクロロトルエン、すべての異性体	いくつかの物質	3,5-ジクロロフェノール	591-35-5
2-クロロトルエン	95-49-8	*モノクロロフェノール類、すべての異性体*	25167-80-0
3-クロロトルエン	108-41-8	2-クロロフェノール	95-57-8
4-クロロトルエン	106-43-4	3-クロロフェノール	108-43-0
テトラクロロトルエン、すべての異性体	いくつかの物質	4-クロロフェノール	106-48-9
2,3,4,5-テトラクロロトルエン	1006-32-2		
2,3,4,6-テトラクロロトルエン	875-40-1	**着色剤**	
2,3,5,6-テトラクロロトルエン	1006-31-1	***その他の理由により禁止されている着色剤***	いくつかの物質
a,a,a,2-テトラクロロトルエン	2136-89-2	アシッドオレンジ 24	1320-07-6
a,a,a,4-テトラクロロトルエン	5216-25-1	アシッドバイオレット 49	1694-09-3
塩素化フェノール		ベーシックブルー26 - ≥ 0.1%のミヒラーケトン（EC No. 202-027-5）またはミヒラーベース（EC No. 202-959-2）	2580-56-5
テトラクロロフェノール、その塩類および化合物	25167-83-3		
2,3,4,5-テトラクロロフェノール	4901-51-3	ダイレクトブラック 91	6739-62-4
2,3,4,6-テトラクロロフェノール	58-90-2	ダイレクトブルー218	28407-37-6
2,3,5,6-テトラクロロフェノール	935-95-5	ダイレクトブルー76	16143-79-6
トリクロロフェノール、すべての異性体	25167-82-2	ダイレクトイエロー 1	6472-91-9
2,3,4-トリクロロフェノール	15950-66-0	ジスパースオレンジ 149	85136-74-9
2,3,5-トリクロロフェノール	933-78-8	ジスパースイエロー 23	6250-23-3
2,3,6-トリクロロフェノール	933-75-5	*ネイビーブルー: 混合体: (6-(4-アニシジノ)-3-スルホナト-2-(3,5-ジニトロ-2-オキシドフェニルアゾ)-1-ナフトラト)(1-(5-クロロ-2-オキシドフェニルアゾ)-2-ナフトラト)クロム酸二ナトリウム(1-); ビス(6-(4-アニシジノ)-3-スルホナト-2-(3,5-ジニトロ-2-オキシドフェニルアゾ)-1-ナフトラト)クロム酸三ナトリウム*	いくつかの物質
2,4,5-トリクロロフェノール	95-95-4		
2,4,6-トリクロロフェノール	88-06-2		
3,4,5-トリクロロフェノール	609-19-8		
ペンタクロルフェノール、その塩類および化合物	いくつかの物質	(6-(4-アニシジノ)-3-スルホナト-2-(3,5-ジニトロ-2-オキシドフェニルアゾ)-1-ナフトラト)(1-(5-クロロ-2-オキシドフェニルアゾ)-2-ナフトラト)クロム酸二ナトリウム(1-)	118685-33-9
ペンタクロルフェノール	87-86-5		
モノクロロフェノール、ジクロロフェノール	いくつかの物質		
ジクロロフェノール類、すべての異性体	25167-81-1	ビス(6-(4-アニシジノ)-3-スルホナト-2-(3,5-ジニトロ-2-オキシドフェニルアゾ)-1-ナフトラト)クロム酸三ナトリウム	
2,3-ジクロロフェノール	576-24-9		
2,4-ジクロロフェノール	120-83-2	ベーシックバイオレット 1	8004-87-3
2,5-ジクロロフェノール	583-78-8	ベーシックバイオレット 3 - ≥ 0.1%のミヒラーケトン（EC No. 202-027-5）またはミヒラーベース（EC No. 202-959-2）	548-62-9
2,6-ジクロロフェノール	87-65-0		

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
着色剤（続き）		ジスパースオレンジ 37/59/76[3]	51811-42-8
ベーシックバイオレット 3[1]	548-62-9	***発がん性のある着色剤***	いくつかの物質
ベーシックバイオレット 3[2]	603-48-5	アシッドレッド 26	3761-53-3
ベーシックバイオレット 3[3]	14426-25-6	ベーシックレッド 9B	569-61-9
ソルベントブルー4	6786-83-0	ベーシックバイオレット 14	632-99-5
アレルギー性のある着色剤	いくつかの物質	ダイレクトブラック 38	1937-37-7
ジスパースブルー 102	12222-97-8	ダイレクトブルー6	2602-46-2
ジスパースブルー 106	12223-01-7	ダイレクトレッド 28	573-58-0
ジスパースブルー 124	61951-51-7	ジスパースブルー 1	2475-45-8
ジスパースブルー 26	3860-63-7	ジスパースオレンジ 11	82-28-0
ジスパースブルー 3	2475-46-9	ジスパースイエロー 3	2832-40-8
ジスパースブルー 7	3179-90-6	ピグメントレッド 104	12656-85-8
ジスパースブラウン 1	23355-64-8	ソルベントレッド 80	6358-53-8
ジスパースオレンジ 1	2581-69-3	ダイレクトブラウン 95	16071-86-6
ジスパースオレンジ 3	730-40-5	ピグメントイエロー 34	1344-37-2
ジスパースレッド 1	2872-52-8	ソルベントイエロー 2	60-11-7
ジスパースレッド 11	2872-48-2	ソルベントバイオレット 8 - ≥ 0.1%のミヒラーケトン（EC No. 202-027-5）またはミヒラーベース（EC No. 202-959-2）	561-41-1
ジスパースレッド 17	3179-89-3		
ジスパースイエロー 1	119-15-3	*ベーシックグリーン4*	いくつかの物質
ジスパースイエロー 39	12236-29-2	ロイコマラカイトグリーン	129-73-7
ジスパースイエロー 49	54824-37-2	マラカイトグリーン	10309-95-2
ジスパースイエロー 9	6373-73-5	マラカイトグリーン塩酸塩	569-64-2
ソルベントイエロー 14	842-07-9	マラカイトグリーンしゅう酸塩	2437-29-8
ジスパースブルー35	いくつかの物質	**ダイオキシン類とフラン類**	
ジスパースブルー35[1]	12222-75-2	*ダイオキシン類とフラン類- グループ3*	いくつかの物質
ジスパースブルー35[2]	56524-77-7	1,2,3,4,6,7,8,9-オクタクロロジベンゾフラン	39001-02-0
ジスパースブルー35B	56524-76-6	1,2,3,4,6,7,8,9-オクタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	3268-87-9
ジスパースオレンジ37/59/76	いくつかの物質	1,2,3,4,6,7,8-ヘプタクロロジベンゾフラン	67562-39-4
ジスパースオレンジ 37/59/76[1]	12223-33-5	1,2,3,4,6,7,8-ヘプタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	35822-46-9
ジスパースオレンジ 37/59/76[2]	13301-61-6	1,2,3,4,7,8,9-ヘプタクロロジベンゾフラン	55673-89-7

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
ダイオキシン類とフラン類（続き）、グループ 4 と 5		クロシドライト	12001-28-4
ダイオキシン類とフラン類 - グループ 5	いくつかの物質	トレモライト	77536-68-6
1,2,3,4,7,8-ヘキサブロモジベンゾ-p-ダイオキシン	110999-44-5	**難燃剤**	
1,2,3,6,7,8-ヘキサブロモジベンゾ-p-ダイオキシン	110999-45-6	***臭素化アルキルアルコール類***	いくつかの物質
1,2,3,7,8,9-ヘキサブロモジベンゾ-p-ダイオキシン	110999-46-7	2,2-ビス（ブロモメチル）-1,3-プロパンジオール	3296-90-0
1,2,3,7,8-ペンタブロモジベンゾフラン	107555-93-1	1-プロパノール、2,2-ジメチル-、トリブロモ誘導体	36483-57-5/ 1522-92-5
ダイオキシン類とフラン類 - グループ 4	いくつかの物質	2,3-ジブロモプロパン-1-オール-(2,3-DBPA)	96-13-9
1,2,3,7,8-ペンタブロモジベンゾ-p-ダイオキシン	109333-34-8	ビス（2,3-ジブロモプロピル）ホスフェート	5412-25-9
2,3,4,7,8-ペンタブロモジベンゾフラン	131166-92-2	テトラブロモビスフェノール A	79-94-7
2,3,7,8- テトラブロモジベンゾフラン	67733-57-7	テトラブロモビスフェノール A ビス（2,3-ジブロモプロピルエーテル）	21850-44-2
2,3,7,8-テトラブロモジベンゾ-p- ダイオキシン	50585-41-6	トリ(アジリジン-1-イル)ホスフィンオキシド	545-55-1
ダイオキシン類とフラン類 - グループ 1 と 2	いくつかの物質	トリメチルホスフェート	512-56-1
ダイオキシン類とフラン類 - グループ 2	いくつかの物質	トリ-o-クレジルホスフェート	78-30-8
1,2,3,4,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	70648-26-9	トリス(2,3-ジブロモプロピル)ホスフェート	126-72-7
[1,2,3,4,7,8-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	39227-28-6	トリス-(2-クロロ-1-メチルエチル)ホスフェート	13674-84-5
1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	57117-44-9	トリス(2-クロロエチル)ホスフェート	115-96-8
[1,2,3,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	57653-85-7	トリス(メチルフェニル)ホスフェート	1330-78-5
1,2,3,7,8,9-ヘキサクロロジベンゾフラン	72918-21-9	トリス-[2-クロロ-1-(クロロメチル)エチルエチル]ホスフェート	13674-87-8
1,2,3,7,8,9-ヘキサクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	19408-74-3	トリキシリルホスフェート	25155-23-1
1,2,3,7,8-ペンタクロロジベンゾフラン	57117-41-6	三酸化アンチモン	1309-64-4
2,3,4,6,7,8-ヘキサクロロジベンゾフラン	60851-34-5	イソプロピル化フェノールホスファート(3:1) (PIP(3:1))	68937-41-7
ダイオキシン類とフラン類 - グループ 1	いくつかの物質	***ヘキサブロモシクロドデカン、すべての異性体 - 識別されているすべての主要 ジアステレオ異性体のグループ***	いくつかの物質
1,2,3,4,7,8-ペンタクロロジベンゾ-p-ダイオキシン	40321-76-4	μ-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-52-8
2,3,4,7,8-ペンタクロロジベンゾフラン	57117-31-4	1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	3194-55-6
2,3,7,8-テトラクロロジベンゾフラン	51207-31-9	ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-p- ダイオキシン	1746-01-6	α-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-50-6
繊維類		β-ヘキサブロモシクロドデカン	134237-51-7
アスベスト類	いくつかの物質	***塩素化パラフィン、鎖全長***	いくつかの物質
アクチノライト	77536-66-4	*塩素化パラフィンワックス*	63449-39-8
アモサイト	12172-73-5	*塩素化パラフィン（C10-C13）*	85535-84-8
直閃石	77536-67-5	*塩素化パラフィン（C14-C17）*	85535-85-9
クリソタイル	12001-29-5/ 132207-32-0	*塩素化パラフィン（C18-C28）*	85535-86-0

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
難燃剤（続き）		*トルエンジイソシアネート類*	いくつかの物質
ポリ臭化ジフェニルエーテル類	いくつかの物質	トルエン-2,4-ジイソシアネート	584-84-9
デカブロモジフェニルエーテル	1163-19-5	トルエン-2,6-ジイソシアネート	91-08-7
テトラブロモジフェニルエーテル	40088-47-9	**農薬**	
ペンタブロモジフェニルエーテル	32534-81-9	アルドリン	309-00-2
オクタブロモジフェニルエーテル	32536-52-0	アジンホスエチル	2642-71-9
ノナブロモジフェニルエーテル	63936-56-1	アジンホスメチル	86-50-0
ヘクサブロモジフェニルエーテル	36483-60-0	ブロモホスエチル	4824-78-6
ヘプタブロモジフェニルエーテル	68928-80-3	カプタホール	2425-06-1
モノブロモジフェニルエーテル	いくつかの物質	カルバリル	63-25-2
2-ブロモジフェニルエーテル	7025-06-1	クロルデン	57-74-9
3-ブロモジフェニルエーテル	6876-00-2	クロルデコン	143-50-0
4-ブロモジフェニルエーテル	101-55-3	クロルジメホルム	6164-98-3
ポリ臭化ジフェニルエタン類	いくつかの物質	クロルフェンビンホス	470-90-6
デカブロモジフェニルエタン	84852-53-9	クロロベンジレート	510-15-6
ビス(2-エチルヘキシル)-3,4,5,6-テトラブロモフタラート（TBPH）	26040-51-7	クロチアニジン	210880-92-5
2-エチルヘキシル-2, 3,4,5-テトラブロモベンゾアート（TBB）	183658-27-7	クーマホス	56-72-4
		シフルトリン	68359-37-5
ハロゲン化ジアリールアルカン		シハロトリン、ラムダ	91465-08-6
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン	99688-47-8	シペルメトリン	52315-07-8
モノメチル-ジクロロトルエン-ジフェニルメタン	81161-70-8	デルタメトリン	52918-63-5
モノメチル-テトラクロロトルエン-ジフェニルメタン	76253-60-6	ダイアジノン	333-41-5
イソシアネート		ジクロルプロップ	120-36-5
1,3-ビス(イソシアナトメチル)ベンゼン	3634-83-1	ジクロトホス	141-66-2
ヘキサメチレンジイソシアネート	822-06-0	ディルドリン	60-57-1
イソホロンジイソシアネート	4098-71-9	ジメトエート	60-51-5
テトラメチルキシレンジイソシアネート	2778-42-9	ジノテフラン	165252-70-0
ジフェニルメタンジイソシアネート類	いくつかの物質	エンドスルファン、アルファ	959-98-8
ジフェニルメタン-2,2-ジイソシアネート	2536-05-2	エンドスルファン、ベータ	33213-65-9
ジフェニルメタン-2,4-ジイソシアネート	5873-54-1	エンドリン	72-20-8
ジフェニルメタン-4,4-ジイソシアネート	101-68-8		
メチレンジフェニルジイソシアネート - 混合異性体	26447-40-5		

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
農薬（続き）		ホスファミドン	13171-21-6
エスフェンバレレート	66230-04-4	プロフェノホス	41198-08-7
エチレンパラチオン	56-38-2	プロペタンホス	31218-83-4
フェンバレレート	51630-58-1	キナルホス	13593-03-8
ヘプタクロル	76-44-8	ストロバン	8001-50-1
ヘプタクロルエポキシド	1024-57-3	テロドリン	297-78-9
イミダクロプリド（ISO）	105827-78-9 138261-41-3	チアメトキサム	153719-23-4
		チアクロプリド	111988-49-9
イソドリン	465-73-6	トキサフェン	8001-35-2
ケレバン	4234-79-1	トリブホス (DEF)	78-48-8
リンデン（ISO）	58-89-9	トリフルラリン - NPDA < 0.5 ppm 含有	1582-09-8
マラチオン	121-75-5	***ヘキサクロロシクロヘキサン、すべての異性体***	608-73-1
MCPA	94-74-6	***アセタミプリド、その塩類、エステルおよび化合物***	いくつかの物質
MCPB	94-81-5	アセタミプリド（ISO）	135410-20-7
メコプロップ	93-65-2	アセタミプリド[2]	160430-64-8
メタミドホス	10265-92-6	***ジノセブ、その塩類、エステルおよびアセテート***	いくつかの物質
メトキシクロル	72-43-5	ジノセブ	88-85-7
メチルパラチオン	298-00-0	***2,4-ジクロロフェノキシ酢酸、その塩類、エステルおよび化合物***	いくつかの物質
メビンホス	7786-34-7		
ミレックス	2385-85-5	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	94-75-7
モノクロトホス	6923-22-4	***ニテンピラム、その塩類、エステルおよび化合物***	いくつかの物質
o,p'-ジクロロジフェニル-ジクロロエタン	53-19-0	ニテンピラム [1]	150824-47-8
o,p'-ジクロロジフェニル-ジクロロエチレン	3424-82-6	ニテンピラム [2]	120738-89-8
o,p'-ジクロロジフェニル-トリクロロエタンおよびその異性体 - DDT とその異性体を含む調整	789-02-6	***2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸、その塩類、エステルおよび化合物***	いくつかの物質
p,p'-ジクロロジフェニルジクロロエタン	72-54-8	2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5
p,p'-ジクロロジフェニル-ジクロロエチレン	72-55-9		
p,p'-ジクロロジフェニル-トリクロロエタンおよびその異性体 - DDT とその異性体を含む調整	50-29-3		
ペルタン	72-56-0		

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
ペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）		1H,1H,2H,2H-ペルフルオロデシルアクリレート（8:2 FTA）	27905-45-9
PFOS および関連物質		1H,1H,2H,2H-ペルフルオロデシルメタクリレート（8:2 FTMA）	1996-88-9
ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	1763-23-1	2H,2H-ペルフルオロデカン酸（H2PFDA）	27854-31-5
ペルフルオロオクタンスルホン酸、カリウム塩（PFOS-K）	2795-39-3	***PFHxS およびその塩類***	
ペルフルオロオクタンスルホン酸、リチウム塩（PFOS-Li）	29457-72-5	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）	355-46-4
ペルフルオロオクタンスルホン酸、アンモニウム塩（PFOS-NH4）	29081-56-9	ペルフルオロヘキサンスルホン酸、カリウム塩（PFHxS-K）	3871-99-6
ペルフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアミン塩（PFOS-NH(OH)2）	70225-14-8	ペルフルオロヘキサンスルホン酸、リチウム塩（PFHxS-Li）	55120-77-9
ペルフルオロオクタンスルホン酸、テトラエチルアンモニウム塩（PFOS-N(C2 H5) 4 ）	56773-42-3	ペルフルオロヘキサンスルホン酸、アンモニウム塩（PFHxS-NH4）	68259-08-5
ジデシルジメチルアンモニウムペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS-N(C10H21)2(CH3)2 ）	251099-16-8	ペルフルオロヘキサンスルホン酸、ナトリウム塩（PFHxS-Na	82382-12-5
N-エチルペルフルオロ-1-オクタンスルホンアミド（N-Et-FOSA）	4151-50-2	***PFHxS 関連物質***	
N-メチルペルフルオロ-1-オクタンスルホンアミド（N-Me-FOSA）	31506-32-8	N-メチルペルフルオロ-1-ヘキサンスルホンアミド（N-Me-FHxSA）	68259-15-4
2-(N-エチルペルフルオロ-1-オクタンスルホンアミド)-エタノール（N-Et-FOSE）	1691-99-2	ペルフルオロヘキサンスルホンアミド（PFHxSA）	41997-13-1
2-(N-メチルペルフルオロ-1-オクタンスルホンアミド)-エタノール（N-Me-FOSE）	24448-09-7	***C9 – C14 PFCAs およびそれらの塩類***	
ペルフルオロ-1-オクタンスルホニルフルオリド（POSF）	307-35-7	ペルフルオロノナン酸（PFNA, C9-PFCA）	375-95-1
ペルフルオロオクタンスルホンアミド（PFOSA	754-91-6	ペルフルオロデカン酸（PFDA、C10-PFCA）	335-76-2
PFOA およびその塩類		ペルフルオロドデカン酸（PFDoA、C12-PFCA）	307-55-1
ペルフルオロオクタン酸（PFOA）	335-67-1	ペルフルオロウンデカン酸（PFUnA、C11-PFCA）	2058-94-8
ペルフルオロオクタン酸ナトリウム（PFOA-Na）	335-95-5	ペルフルオロトリデカン酸（PFTrDA、C13-PFCA）	72629-94-8
ペルフルオロオクタン酸カリウム（PFOA-K）	2395-00-8	ペルフルオロテトラデカン酸（PFTeDA、C14-PFCA）	376-06-7
ペルフルオロオクタン酸銀（PFOA-Ag）	335-93-3	ペルフルオロ-3-7-ジメチルオクタンカルボン酸塩（PF-3,7-DMOA）	172155-07-6
ペルフルオロオクタノイルフルオリド（PFOA-F）	335-66-0	***C9 – C14 PFCA 関連物質***	
ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム（APFO）	3825-26-1	1H,1H,2H,2H-ペルフルオロドデシルアクリレート（10:2 FTA）	17741-60-5
PFOA および関連物質		1H,1H,2H,2H-ペルフルオロドデシルメタクリレート（10:2 FTMA）	2144-54-9
1H,1H,2H,2H-ペルフルオロデカンスルホン酸（8:2 FTS）	39108-34-4	1H,1H,2H,2H-ペルフルオロドデカノール（10:2 FTOH）	865-86-1
ペルフルオロクタン酸メチル（Me-PFOA）	376-27-2	2H,2H,3H,3H-ペルフルオロウンデカン酸（H4PFUnA）	34598-33-9
ペルフルオロクタン酸エチル（Et-PFOA）	3108-24-5	1H,1H,2H,2H-ペルフルオロテトラデカン-1-オール（12:2 FTOH）	39239-77-5
ペルフルオロオクチルエタノール 8:2（8:2 FTOH）	678-39-7	1H,1H,2H,2H-ペルフルオロドデカンスルホン酸（10:2 FTS）	120226-60-0
ヨウ化ペルフルオロオクチル	507-63-1	1H,1H,2H,2H-ヨウ化ペルフルオロドデシル（10:2 FTI）	2043-54-1
1H,1H,2H,2H-ヨウ化ペルフルオロデシル	2043-53-0	1H,1H,2H,2H-ヨウ化ペルフルオロテトラデシル（12:2 FTI）	30046-31-2
ペルフルオロオクチルエチレン	21652-58-4		

化学物質名	CAS 番号	化学物質名	CAS 番号
その他の PFCAs		フタル酸ジ-n-ペンチル	131-18-0
ペルフルオロヘキサン酸（PFHxA、C6-PFCA）	307-24-4	フタル酸 n-ペンチル-イソペンチル	776297-69-9
ペルフルオロブタン酸（PFBA、C4-PFCA）	375-22-4	*1,2-ベンゼンジカルボン酸、ベンジル C7-9-分岐・直鎖アルキルエステル類*	68515-40-2
ペルフルオロペンタン酸（PFPeA、C5-PFCA）	2706-90-3		
ペルフルオロヘプタン酸（PFHpA、C7-PFCA）	375-85-9	*1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-8-分岐アルキルエステル類、C7-リッチ*	71888-89-6
その他の PFSAs			
ペルフルオロブタンスルホン酸（PFBS）	375-73-5	*1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C7-11-分岐・直鎖アルキルエステル類*	68515-42-4
ペルフルオロヘプタンスルホン酸（PFHpS）	375-92-8		
ペルフルオロデカンスルホン酸（PFDS）	335-77-3	*1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分枝状および リニア*	68515-50-4
その他の PFAS			
1H, 1H, 2H, 2H-ペルフルオロオクタンスルホン酸（H4-PFOS（6:2 FTS））	27619-97-2	*1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐・直鎖*	84777-06-0
1H,1H,2H,2H-ペルフルオロヘクサノール（4:2 FTOH）	2043-47-2	フタル酸ジイソノニル - イソ & n-ブタンベース	68515-48-0
1H,1H,2H,2H-ペルフルオロオクタノール（6:2 FTOH）	647-42-7	*1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステル類またはデシル=ヘキシル=オクチル混合ジエステル*	いくつかの物質
7H-ドデカフルオロヘプタン酸（HPFHpA）	1546-95-8	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-分岐アルキルエステル類	68515-51-5
1H,1H,2H,2H-ペルフルオロオクチルアクリレート（6:2 FTA）	17527-29-6	1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル=ヘキシル=オクチル混合ジエステル	68648-93-1
可塑剤		***フタル酸ジイソデシル***	いくつかの物質
フタル酸エステル	いくつかの物質	フタル酸ジイソデシル[1]	26761-40-0
フタル酸ビス-(2-メトキシエチル)	117-82-8	フタル酸ジイソデシル[2]	68515-49-1
フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	フタル酸ジ-n-プロピル	131-16-8
フタル酸ジブチル	84-74-2		
フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7		
フタル酸ジエチル	84-66-2		
フタル酸ジエチルヘキシル	117-81-7		
フタル酸ジイソブチル	84-69-5		
フタル酸ジイソヘキシル	71850-09-4		
フタル酸ジイソオクチル	27554-26-3		
フタル酸ジイソペンチル	605-50-5		
フタル酸ジメチル	131-11-3		
フタル酸ジ-n-ヘキシル	84-75-3		
フタル酸ジ-n-オクチル	117-84-0		
フタル酸ジノニル	84-76-4		

化学物質名	CAS 番号
多環芳香族炭化水素類（PAHs）	
アセナフテン	83-32-9
アセナフチレン	208-96-8
アントラセン	120-12-7
ベンゾ(ghi)ペレン	191-24-2
ジベンゾ[b,def]クリセン	189-64-0
フルオランテン	206-44-0
フルオレン	86-73-7
インデノ(1,2,3-cd)ピレン	193-39-5
ナフタレン	91-20-3
フェナントレン	85-01-8
ピレン	129-00-0
ジベンゾ[def,p]クリセン	191-30-0
ジベンゾ[b,def]クリセン ベンゾ[rst]ペンタフェン	189-55-9
メチルピレン、1-	2381-21-7
シクロペンタ[c,d]ピレン	27208-37-3
ナフト[1,2,3,4-def]クリセン	192-65-4

RSL 試験ガイドライン

自主的な RSL 適合試験及び化学物質管理プログラムを作成中のサプライヤーに向けた試験ガイドラインを下表に提供します。下表は CSC の既定の又は無作為の RSL 試験プログラムの基本に使われてもいます。サプライヤーは、試験が要求されるか否かにかかわらず、RSL に記載されている化学物質の使用を制限しなければなりません。表に記載されている物質は頻繁に見られる高リスク化学物質を選定し、物質タイプによって分類したものです。高リスク試験項目は (●) 、低リスク試験項目は (○) で示されます。

材料	テキスタイル			皮革		金属	ポリマー	木	フェザーとダウン	包装材	コーティング又は何らかの仕上げ加工をする場合は以下を追加してください。			
試験項目	天然	合成/ブレンド	コーティング/プリント	天然	塗装						ラミネート加工	DWR [9, 12]、ペイント [10]、エナルメル [10]	難燃剤	スクリーンプリント
アレルギー染料 [6,8,10]		●	●											●
AP [8,9]	○	○	○	○	○		○		●					○
APEO [8,9, 14]	●	●	●	●	●				●					●
アリールアミン染料 [6,8,10]	●	●	●	●	●									
発がん性染料 [6,8,10]	●	●	●											
Chlorinated Benzenes and Toluenes		●												
クロミウム (VI)[10]				●	●									
DMFa, NMP, DMAc			● (PU)		● (PU)		● (PU)				● (PU)			● (PU)
抽出可能な重金属	●	●	●											●
ホルムアルデヒド [8,9]	●	●	●	●	●			●	○					●
MRSL														
ニッケル放出 [9]						●								
有機スズ [10] -TBT, TPhT, DBT, DOT	○	○	○	○	○		● (トリムのみ)				●			○
包装材に含まれる重金属 [8,10]										●				
PAHs (フットウェのみ) [8,10]			● (プラスチックプリント)		● (黒)		● (黒)				●			● (黒)
PCP [8,9]				●	●			●						
PFAS [14]	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
フタル酸エステル [8,9]			● (黒のプラスチックプリント)		●		●			●	●			● (プラスチック印刷の場合)
Quinoline [6, 8, 10, 13]		●												
TCEP と TDCPP[8.9]													●	
カドミウム合計 [8,10]			○		○	○	●				○			○
鉛合計 [7,8,10]			●	○	○	●	●				●			●

脚注:

[6] 色付きの素材、コーティング/インク/布地に印刷にはアリールアミンと塩が必要です。アレルギー誘発性染料および分散染料のテスト、無着色の素材は免除されます。

[7] 子ども向け製品で使用される材料は、CPSIA に従って追加鉛試験が必要です。

[8] すべての試験は、3-in-1 試験を組み合わせて実施します。

[9] 試験は材料毎に実施します。

[10] 試験は材料毎にそれぞれの色で実施します。

[11] ポリマーの例: EVA、PU フォーム、TPU、TPR、ゴム、ナイロン、TPE、ラテックス、PU。

[12] DWR = 耐久性撥水

[13] 発がん性染料とアレルギー性染料を併用した試験

[14] 研究所の能力に応じた個別物質。PFAS 検出の検査法は全フッ素検査が主流です。

テスト要件

RSL 要件への適合性を監視するために、サプライヤーは継続的に試験を実施する必要があります。RSL 適合性を証明するために、いかなる時でも、試験報告書や関連文書を要求される可能性があります。 試験は既定又は無作為試験プログラムの一環として実施してもよく、費用はサプライヤーが負担となります。試験は CSC 認定施設で実施しなければなりません。本マニュアルの *コロンビア認定 RSL 試験施設*の章を参照してください。サプライヤーが材料やコンポーネントの選定と調達を管理する場合は、適合性の証明及び要請に対応して試験を実施するのはサプライヤーの責任となります。
サプライチェーンの全段階において CSC は追加試験を実施することができます。無作為試験の結果は先行する全試験の結果に優先します。RSL の基準を満たせない材料や製品についてはすべてサプライヤーの責任となります。.

子ども向け製品はすべて米国消費者製品安全性改善法(CPSIA)及び関連するグローバル要件に適合しなければなりません。子ども向け製品には追加試験が要求されることがあります。

サンプリング及び試験申込み手順

1. 上記の試験ガイドラインに基づき、または CSC の要求に従い、試験に必要な材料や完成品はすべて、特に指定のない限り、最初の生産ロットから採取する必要があります。
2. 試験向けに使用するすべてのサンプル材と完成品は、すべての点で、CSC 製品の生産で使用される材料、または使用することを意図する材料を代表するものでなければなりません。衣類の洗浄液や衣類の染料等完成品の仕上げ作業がある場合、サプライヤーはサンプルが仕上げ後に試験されていることを保証しなければなりません。
3. 一定の試験項目に関しては同一材料なら 3 色までの複合材試験が許容されます。必要な場合は、サンプル品質および複合情報について CSC 認定施設までお問い合わせください。
4. 試験はすべて実際の色に適用する必要があります。主要なカラーでの試験を実施する際には、必ず製品コンプライアンスチームから事前に承認を受ける必要があります (赤色材料と青色材料の個々の試験結果で、紫色材料の試験の代替とすることはできません) 。
5. CSC RSL 試験申込み用紙 (TRF) に記入して、すべての必要な情報が含まれていることを確認してください。
6. TRF と必要な試料を試験のために CSC 認定サードパーティ施設に提出します。
7. 試験結果を CSC リエゾンオフィスと RSL@columbia.com に直接報告するように試験施設に指示してください。報告書はすべて必ず英語で作成してください。
8. 不合格となった試験結果がある場合は製造を停止し、影響が疑われる製品はすべて保留にしなければなりません。**不適合製品は出荷してはなりません。**
    a. サプライヤーは、製品コンプライアンス改善通知の受領時に、承認を受けるために、CSC Gateway にログインして根本原因分析と是正処置計画 (CAP) を提出する必要があります。 CSC はサプライヤーと協働し、場合によってはオーダーをキャンセルとするなど是正措置を決定します。
    b. CSC の指示により再試験が要求される場合もあります。
    c. 試験記録はサプライヤーが最低 5 年間保管しなければなりません。

コロンビア認定 RSL 試験施設

グローバルアカウントマネージャー

所在地	連絡先	電話	電子メール	住所
USA	Rajath Kumar	1 650 2231283	rajath.kumar@intertek.com	1365 Adams Court, Menlo Park, CA 94025
Hong Kong	Anna Pang	852 2854 8216	anna.pang@intertek.com	2/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road Kowloon Hong Kong, China
Hong Kong	Steve Yu	852 9225 6939	Steve.yu@intertek.com	11/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road Kowloon Hong Kong, China

Global Technical Manager

所在地	連絡先	電話	電子メール	住所
Hong Kong	Kathy Leung	852 2854 8163	Kathy.leung@intertek.com	2/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road Kowloon Hong Kong, China

アジア大西洋

所在地	連絡先	電話	電子メール	住所
Guangzhou	Keith Zhang (Textile)	86 20 2820 9447	Keith.zhang@intertek.com;	Room 801/901, No. 8, East BaoYing Road, Huangpu District, Guangzhou 510730, China
	Hanwei Li (Footwear)	86 20 8213 9030	hanwei.li@intertek.com	E201, No.7-2, Caipin Road, Guangzhou Science City, GETDD Guangzhou, China. (510663)
Hangzhou	Tina Shi	86 571 87688070	tina.shi@intertek.com	3rd F, Block 6, 1180 Bin'an Rd., High & New Tech Zone (Bingjiang), Hangzhou 310052, China
Hong Kong	Anita Choi	852 2173 8215	anita.choi@intertek.com	1/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road Kowloon Hong Kong, China
	Samantha Ng	852 6329 0440	samantha.ng@intertek.com	1/F, Garment Centre, 576 Castle Peak Road Kowloon Hong Kong, China
Ningbo	Winnie Pan	86 5748 8183 655	winnie.pan@intertek.com	5/F No. 6 Building, Lingyun Industry Park, No.1177 Lingyun Road, Ningbo National Hi-Tech Zone, Ningbo, China

所在地	連絡先	電話	電子メール	住所
Shanghai	Cindy Shi (Physical)	86 21 5339 5518	cindy.shi@intertek.com	2/F, Building No.4 Shanghai Comalong Industrial Park No. 889 YiShan Road Shanghai 200233 China
	Steven J Wang	86 21 5339 5626	steven.j.wang@intertek.com	
	Amy Chen (RSL)	86 21 5339 5642	amy.h.chen@intertek.com	
Tianjin	Vicky Shao	86 22 8371 5197	Vicky.shao@intertek.com	3F, Block B, No. 7 Guiyuan Road, Huayuan Hi-Tech Park, Tianjin 30038, China
Wuxi	Ida Zhang	86 510 8821 8557	ida.zhang@intertek.com	No. 8 Fubei Road, Xishan Economic District, Wuxi 214101, Jiangsu, China
Taiwan	Benson Lo	886 2 6602 2656	benson.lo@intertek.com	10th Floor, No. 423. Ruiguang Road Neihu District Taipei City 114690 Taiwan, ROC
	Angus Tsai	886 2 6602 2611	angus.tsai@intertek.com	
	Limei Chu	886 2 6602 2675	limei.chu@intertek.com	
Korea	Ryan Kwak	82 2 6090 9503	ryan.kwak@intertek.com	1/F, A-Ju Digital Tower, 7, Achasan-ro 5 gil, Seongdong-Gu, Seoul, 04793, Korea
Thailand - Bangkok	Ms. Onanong Boonsing	66 2 765 2999 Ext. 1312	onanong.boonsing@intertek.com	1285/5 Prachachuen Road, Wong-Sawang Sub-District, Bangsue District, Bangkok, 10800, Thailand
Vietnam HCM	Apparel: Huyhuong Pha	84 28 62971099 Ext 171	huyhuong.pham@intertek.com	8th Floor Of Lobby D, S.O.H.O Biz Office Building 38 Huynh Lan Khanh St., Ward 2, Tan Binh District, HCM City, Vietnam
	Thanh Dang	84 28 62971099 Ext. 135	thanh.dang@intertek.com	
	Footwear: Vy Lam	84 28 62971099 Ext 613	vy.lam@intertek.com	
	Hongnhung Nguyen	84 28 6297 1099 Ext. 194	hongnhung.nguyen@intertek.com	
Vietnam Hanoi	Hoa Nguyen	84 4 3733 7094 Ext. 879	hoa.nguyen@intertek.com	3rd & 4th Floor, Au Viet Building No. 01 Le Duc Tho Street, Mai Dich Ward, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam
	Nhuquynh Nguyen	84 4 3733 7094 Ext. 880	Nhuqynh.nguyen@intertek.com	
Singapore	Danny Rong	65 6381 0663	danny.rong@intertek.com	5 Pereira Road #06-03 Asiawide Industrial Building, Singapore 368025

所在地	連絡先	電話	電子メール	住所
Pakistan	Mr. Khawar Sharf	92 21 3432 0802 – 05	sharf.khawar@intertek.com	1st Floor, Baig Tower, Plot No.: E-6, Block 7 & 8, Central Commercial Area, Karachi Co-operative Housing Society Union Ltd., Karachi – Pakistan
	Mrs. Noushaba Farooq		noushaba.farooq@intertek.com	
	Mr. Doulat Ram Lohana		doulatram.lohana@intertek.com	
Indonesia	Novita Purba	62 21 3918584	Novita.purba@intertek.com	Citrabuana Jndoloka Building, Jl. Cikini IV No.2, Jakarta 10330, Indonesia
	Anni Yuliantin		Anni.yuliantin@intertek.com	
Bangladesh (Dhaka)	Uttom Kumar Paul	88 96 6677 6669 Ext. 2205	uttom.kumar@intertek.com	407, Phoenix Tower, 2nd & 3rd Floor, Tejgoan Industrial Area, Dhaka-1208, Bangladesh.
	Muhammad Saiful Islam	88 96 6677 6669 Ext: 2216	muhammad.saiful@intertek.com	
Bangladesh (CTG)	Misbah Uddin Kadery	88 031 2526918-21 Ext-551	misbah.uddin@intertek.com	C&F Tower (11th Floor), 1712, Sk. Mujib Road, Agrabad C/A, Chittagong-4100, Bangladesh.
Bangladesh (Gazipur)	Ashiqur Rahman	88 096 6677 6669 Ext-3650	ashiqur.rahman@intertek.com	Haider Tower, House # 668, Choydana, Ward # 34, Gazipur City, Corporation, Gazipur-1704.
Sri- Lanka	Muditha Prabashini	94 (11) 2877300 94 (70) 2253648	Muditha.prabashini@intertek.com	No 282, Kaduwela Road, Battaramulla, Sri Lanka
	RSL- Sujitha Jayawardena	94 (11) 2877300 94 (70) 2154342	Sujitha.jayawardena@intertek.com	
India- Bangalore	Aatheeswaran	91 80 4021 3812	aatheeswaran.s@intertek.com	17/F, Industrial Suburb, 2nd stage, Industrial Area, Yeswanthpur, Bangalore – 560 022 India
	sudarvel	91 9900823806	sudarvel.s@intertek.com	
	Udayakumar	91 704269 5080	udayakumar.bn@intertek.com	
India- Chennai	Hariharan Devarajan	91 73977 44502	hariharan.devarajan@intertek.com	No. 607, 608, 6F, TICEL Biopark - Phase II, CSIR Road, Taramani, Chennai - 600113
	Sargunam P	91 44660 29040	sargunam.p@intertek.com	

所在地	連絡先	電話	電子メール	住所
India- Gurgaon	Ravindra Singh	91 124 4503476/ 3513	Ravindra.s@intertek.com	290, Udyog Vihar, Ph-II, Gurgaon, Haryana-122016
	Mukesh Dulgach	91 124 4503512	mukesh.dulgach@intertek.com	
	Hemant Parab	91 124 4503426	hemant.parab@intertek.com	
India- Tirupur	Jayaraj	91 421 4306718	jayaraj.t@intertek.com	501, Opp. To LRG College, Palladam Road, Thennampalayam, Tirupur – 641604. Tamilnadu. India.
	Gunasekaran	91 421 4306626	gunasekaran.a@intertek.com	
India- Mumbai	Indira Devadiga	91 22 67976931	indira.devadiga@intertek.com	Ackruti Corporate Park, G3 Ground Floor, L.B.S Marg, Kanjurmarg (west). Mumbai 400 079 Maharashtra. India

Latin America

所在地	連絡先	電話	電子メール	住所
Guatemala	Douglas Lemus	502 3006 8568	douglas.lemus@intertek.com accounts.guatemala@intertek.com	Intertek, 46 Calle 21-53, Zona 12 Expo. 46, Edificion No. 10
	Roberto Casellas	502 2303 5800	roberto.casellas@intertek.com	

America

所在地	連絡先	電話	電子メール	住所
United States of America	Steven Pilewski	1 847 871 1052	steven.pilewski@interte.com	545 E. Algonquin Road, Suite F Arlington Heights, IL 60005, USA

コロンビアスポーツウェア社 RSL 連絡先情報

コロンビアスポーツウェア社 RSL について質問がある場合は、下記の地域担当者までご連絡ください。

Product Compliance Contact			
Portland Headquarters	Raechel Botts	1 (503) 985 4797	RBotts@columbia.com
Portland Headquarters	Stella Li	1 (503) 985 4077	stella.li@columbia.com
Portland Headquarters	Adam Sapina	1 (503) 985 3865	adam.sapina@columbia.com
Hong Kong, China	Wendy Kan	852 60120061	wkan@columbia.com
Taiwan	Amber Wang	886 2 2503 4888 Ext.8772	amwang@columbia.com

Liaison Office Contact			
Indonesia	Christy Pattian	62 21 798 5915	cpattian@columbia.com
	Sarnadi		Sarnadi@columbia.com
	Cessy Briani		cessy.briani@columbia.com
Korea Apparel Manufacturing (KAM)	Cindy Kim	82 2541 4405	ckim@columbia.com
Japan Direct Source (JDS)	Aritomo Iwasaka	81 3689 24743	alwasaka@columbia.com
America	Mark Savage	1 5039 853062	MSavage@columbia.com
Korea/ Taiwan/ Vietnam	Jean Wang (Raw Material)	886 2 2503 4888	jeanw@columbia.com
	My, Ngo Kha (FGV-Sourced)	84 2 8396 21370	Myn@columbia.com
India/ Bangladesh	Mayank Tiwari (Raw Material)	91 88 0261 3315	Mayank.Tiwari@columbia.com
	Bhat, Venkat Ramana (FGV-Sourced)	91 80 4277 2746	vbhat@columbia.com
	Praveen Nimbalkar (FGV-Sourced)	91 80 4277 2743	pnimbalkar@columbia.com

方針改訂記録

日付	章	頁	変更
2012 年 8 月 1 日	旧版	-	-
2014 年 5 月 12 日	ワシントン子ども安全製品法	7	追加章
2014 年 5 月 12 日	EU REACH – SVHC	7	成形品あたりの SVHC 濃度が 0.1%（重量）を超える場合は必ず CSC に報告する。
2014 年 5 月 12 日	RSL	9-17	アゾ染料、分散性染料、ニッケル放出 - 試験法更新
2014 年 5 月 12 日	RSL	10-20	PFOA、フタル酸エステル、発がん性染料、PAH、包装材に含まれる重金属 - 追加
2014 年 5 月 12 日	RSL	13	フッ素系温室効果ガス–要件を「禁止」へ変更
2014 年 5 月 12 日	RSL	15	難燃剤 – CSC 要件を「禁止」へ変更
2014 年 5 月 12 日	RSL	19	PVC 使用要件を改訂
2014 年 5 月 12 日	テキスタイル、繊維、動物由来表皮に関する方針	24	動物性物質制限を改訂
2014 年 5 月 12 日	RSL 及び製品安全手順	25	RSL 試験サンプル作成手順を改訂
2014 年 5 月 12 日	RSL 及び製品安全手順	25	合成（繊維）試験包装に含まれている分散性染料フットウェア用プラスチック試験包装に含まれる PAH
2014 年 5 月 12 日	コロンビア認定 RSL 試験施設	28	施設連絡先を改訂
2014 年 5 月 12 日	コロンビアスポーツウエア社連絡先一覧	34	CSC 連絡先を改訂
2015 年 7 月 1 日	REACH	8	複合成形品の物質濃度要件を改訂
2015 年 7 月 1 日	殺生物製品規則	9	追加章
2015 年 7 月 1 日	報告規制 - ワシントン子ども安全製品法	9	新しい報告規則の章に統合
2015 年 7 月 1 日	報告規則	10	バーモント報告規則を追加
2015 年 7 月 1 日	報告規則	10	海洋報告規則を追加
2015 年 7 月 1 日	カリフォルニア州法プロポジション 65	10	カリフォルニアプロポジション 65 を追加
2015 年 7 月 1 日	RSL	11,23	APEO 及び AP、有機スズ化合物 — EU の活性生物物質の使用禁止を化学的記載に追加
2015 年 7 月 1 日	RSL	11-24	分散性染料、溶媒、農薬、フッ素系温室効果ガス、難燃剤、合計および放出金属含有量、その他、PVC - 規制化学物質追加
2015 年 7 月 1 日	RSL	11-26	APEO および AP、分散性染料、発がん性染料、溶媒、合計および放出金属含有量、その他、PAH - CSC 制限限界更新
2015 年 7 月 1 日	RSL	11-26	APEO および AP、分散性染料、発がん性染料、溶媒、農薬、フッ素系温室効果ガス、合計および放出金属含有量、有機スズ化合物、その他、PAH - 試験法更新
2015 年 7 月 1 日	RSL	20	抽出可能な重金属（酸性溶液、子ども向け製品）追加
2015 年 7 月 1 日	RSL	21	合計および放出金属含有量- 長時間の接触の定義追加、アンチモン、砒素、コバルト、および、水銀要件を追加
2015 年 7 月 1 日	RSL	23	ゴム製品中のニトロソアミン - 追加
2015 年 7 月 1 日	包装の規制	27	要件の変更はないが新しい章に分離
2015 年 7 月 1 日	電気電子機器方針	30	電池中の金属 - CSC 水銀規制を改訂
2015 年 7 月 1 日	テキスタイル、繊維、動物由来表皮に関する方針	31	犬猫の毛皮の規制を追加
2015 年 7 月 1 日	ナノテクノロジーに関する方針	31	章追加

日付	章	頁	変更
2015 年 7 月 1 日	DWR 化学物質に関する方針	33	章追加
2015 年 7 月 1 日	RSL 及び製品安全性試験手順	34	試験ガイドライン改訂
2015 年 7 月 1 日	RSL 及び製品安全性試験手順	35	サンプリングおよび試験申込み手順を改訂 – 完成品仕上げ作業サンプル提出要件を追加
2015 年 7 月 1 日	コロンビア認定 RSL 試験施設	37-40	施設連絡先を改訂
2017 年 7 月 17 日	表紙	-	Montrail および Outdry ロゴを削除
2017 年 7 月 17 日	はじめに	7	Montrail および Pacific Trail を「はじめに」から削除
2017 年 7 月 17 日	規制要件	9, 11	規制の用語を REACH 向け登録の規制に改訂 SVHC 要件を重量比 0.1% に更新 オレゴン州 Toxic Free Kids Act と脚注を追加
2017 年 7 月 17 日	bluesign® システムパートナーシップ	12	新規追加章
2017 年 7 月 17 日	化学物質管理方針	12	新規追加章
2017 年 7 月 17 日	RSL	13-59	bluesign RSL を採用
2017 年 7 月 17 日	MRSL	60	ホルムアルデヒド – 試験法更新
2017 年 7 月 17 日	紛争鉱物とテキスタイル、繊維、および、動物由来表皮に関する方針	-	章削除
2017 年 7 月 17 日	PVC に関する方針	63	章追加
2017 年 7 月 17 日	子ども向け製品に含まれる難燃剤	64	章追加
2017 年 7 月 17 日	RSL 試験ガイドライン	65	木を材料マトリックスに追加 試験物質名を更新 脚注を更新
2017 年 7 月 17 日	用語集/略語	67	用語/略語を更新
2017 年 7 月 17 日	コロンビア認定 RSL 試験施設	68	施設連絡先を更新
2017 年 7 月 17 日	コロンビアスポーツウェア社 RSL 連絡先情報	72	CSC RSL 連絡先を更新
2020 年 7 月 31 日	表紙	-	バージョン変更。アパレル、アクセサリー、用具、フットウェアに分割。
2020 年 7 月 31 日	セクションの並び順を変更。	すべて	方針セクションを統合。
2020 年 7 月 31 日	はじめに	4	フットウェアマニュアルからのアパレル、アクセサリー、用具の分離に関する内容を更新。
2020 年 7 月 31 日	はじめに	4	「RSL マニュアルの内容が変更される場合は、必ず、製品コンプライアンスチームから承認を得た上で変更が行われます」という文言を追加。
2020 年 7 月 31 日	CMP	8	CMP リンクを修正
2020 年 7 月 31 日	REACH	17	「含有量が SVHC の候補物質リストの 0.1%未満であることを確認する」という要求を追加。
2020 年 7 月 31 日	RSL	19	bluesign®10.0 バージョンを導入し、使用可能性を追加。
2020 年 7 月 31 日	RSL	19	2021 年秋から適用
2020 年 7 月 31 日	RSL	19	脚注「6」を修正
2020 年 7 月 31 日	RSL	22	ホルムアルデヒドの検出限界値を 15mg/kg に、使用範囲 C の限界値を 75mg/kg に修正。
2020 年 7 月 31 日	RSL	22-45	アニリン、PFHxA、ヘプタデカフルオロ-1-ヨードオクタン、1H,1H,2H,2H-ペルフルオロデシルヨード、8:2 FTOH、ペルフルオロオクタノール**、ペルフルオロエチルアクリレートまたはメタクリレート**、フェノール、キノリン、紫外線安定剤 - bluesign バージョン 10.0 で追加。
2020 年 7 月 31 日	RSL	22-45	可塑剤、芳香族炭化水素（PAHs）、ポリ塩化ビニル（PVC）- 規制値。工業用 RSL として更新。
2020 年 7 月 31 日	RSL	22-45	塩素化フェノール類、難燃剤、ハロゲン化ビフェニル類、ハロゲン化ターフェニル類、ハロゲン化ナフタレン類、クレゾール、全ての異性体、o-フェニルフェノール、アンチモン（Sb）、ヒ素

日付	章	頁	変更
			（As）、カドミウム（Cd）、クロム（Cr）、6 価クロム、コバルト（Co）、銅（Cu）、鉛（Pb）、水銀（Hg）、ニッケル（Ni） - 試験方法を更新
2020 年 7 月 31 日	RSL	35-36	溶媒（VOC）の物質と規制値の両方を更新
2020 年 7 月 31 日	RSL	36	DMF 限界を更新
2020 年 7 月 31 日	RSL	37	有機スズ化合物の MPhT、DPT、TeET - bluesign 10.0 として追加。
2020 年 7 月 31 日	RSL	42	基質中の鉛の総含有量を規制値として更新。
2020 年 7 月 31 日	RSL	45	ニトロソアミンのセクションを削除
2020 年 7 月 31 日	RSL	45	フェニル水銀化合物を追加
2020 年 7 月 31 日	付属書	46-63	bluesign　10.0 バージョンへの更新により、アリルアミン、発がん性のある着色料、その他の理由により禁止されている着色剤、難燃剤、殺虫剤を採用。
2020 年 7 月 31 日	付属書	49	CMR 染料「ベーシックバイオレット 3」を付属書 H から付属書 F に移動。
2020 年 7 月 31 日	付属書	61	付属書 Q に「5 REACH CMR フタル酸エステル」を追加
2020 年 7 月 31 日	RSL 試験ガイドライン	63	マトリックスの材料タイプを変更
2020 年 7 月 31 日	RSL 試験ガイドライン	63	必須項目を高リスク試験項目に、補助項目を低リスク試験項目に置換。
2020 年 7 月 31 日	RSL 試験ガイドライン	63	RSL 試験ガイドラインの PAHs から「フットウェアのみ」を削除
2020 年 7 月 31 日	RSL 試験ガイドライン	63	皮革用の DMFa、NMP、DMAc、PCP を追加。アゾ染料および対応する塩類、PFOA 関連物質、抽出可能な重金属、塩素化ベンゼンとトルエン、キノリンを追加
2020 年 7 月 31 日	RSL 試験ガイドライン	63	脚注「6」の「白」を削除
2020 年 7 月 31 日	RSL 試験ガイドライン	63	ポリマーの脚注「11」、DWR の「12」、キノリンの「13」を追加
2020 年 7 月 31 日	コロンビア認定 RSL 試験施設	65-68	世界の施設連絡先を修正
2020 年 7 月 31 日	コロンビアスポーツウェア社 RSL 連絡先情報	69	CSC 連絡先を改訂
2023 年 5 月 10 日	皮革作業グループパートナーシップ	4	新規セクション
2023 年 5 月 10 日	MRSL	8	MRSL に AP/APEO を追加
2023 年 5 月 10 日	ペルフルオロアルキル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）に関する化学物質方針	10	セクション名を変更。 ベンダーの責務と報告プロセスを追加。PFAS の移行期間を追加。
2023 年 5 月 10 日	包装規制方針	15	フタル酸と PFAS を対象に追加
2023 年 5 月 10 日	アメリカ合衆国（U.S.）の州レベルの規制および要件	17	ニューヨーク州法と PFAS 報告要件を追加
2023 年 5 月 10 日	規制パラメータ	23	皮革の pH 要件を調整
2023 年 5 月 10 日	RSL	24-52	bluesign RSL ver.13 の採用によりリフォーマット
2023 年 5 月 10 日	RSL	24	AP/APEO の限界を「各」から「すべての...の合計」に変更。羽毛/フェザーの基準を追加。
2023 年 5 月 10 日	RSL	25	アリルアミン類要件に「それぞれ」を追加
2023 年 5 月 10 日	RSL	25	α-置換塩素化トルエンに各 1.0mg/kg の要件を追加
2023 年 5 月 10 日	RSL	30	皮革用 6 価クロムに「未処理時および経年後」を追加。劣化試験法を更新。
2023 年 5 月 10 日	RSL	31	ニッケル放出に試験法 EN 16128 を追加
2023 年 5 月 10 日	RSL	34	シロキサン類を追加
2023 年 5 月 10 日	RSL	34	フェイスカバー用蛍光増白剤を追加
2023 年 5 月 10 日	RSL	35-36	PFAS セクションをリフォーマットし、AFIRM RSL ver.8 2023 PFAS リストを採用
2023 年 5 月 10 日	RSL	39	溶剤塗装、ラミネート下降、繊維製造の場合、ジメチルホルムアミドの規制値を 500ppm として調整
2023 年 5 月 10 日	RSL	39	フェニル水銀の限界値を 0.01%に更新

日付	章	頁	変更
2023 年 5 月 10 日	RSL	41-43	bluesign BSBL v4.0 に従い、AP/APEO 個別物質を付属書に追加
2023 年 5 月 10 日	RSL	47-48	三酸化アンチモンおよびフェノール、イソプロピル化フェノールホスファート(3:1) (PIP(3:1))、ビス(2-エチルヘキシル)-3,4,5,6-テトラブロモフタラート（TBPH）、2-エチルヘキシル-2, 3,4,5-テトラブロモベンゾアート（TBB）を付属書の難燃剤に追加
2023 年 5 月 10 日	RSL 試験ガイドライン	53	包装材にフタル酸エステルを追加。仕上げにスクリーン印刷のカテゴリを追加。フェザーとダウンのカテゴリを追加。PFAS の段階的排除に関する方針と整合させるために、PFOS/PFOA を PFAS に置換。DWR カテゴリに塗料とエナメルを追加。
2023 年 5 月 10 日	RSL 試験ガイドライン	53	3-in-1 試験に関する脚注 8 を編集。研究所の能力に応じた PFAS 個別物質に関する脚注 14 を追加。
2023 年 5 月 10 日	サンプリング及び試験申込み手順	54	不適合改善を Gateway に一元化
2023 年 5 月 10 日	コロンビア認定 RSL 試験施設	55-58	世界の施設連絡先を更新
2023 年 5 月 10 日	コロンビアスポーツウェア社 RSL 連絡先情報	59	CSC 連絡先を更新